
佐賀県国土強靱化地域計画

平成 27 年 11 月 策定

平成 31 年 2 月 一部変更

令和 2 年 3 月 一部変更

令和 3 年 3 月 一部変更

令和 4 年 3 月 一部変更

令和 4 年 12 月 一部変更

令和 5 年 3 月 一部変更

令和 6 年 3 月 一部変更

目 次

I 基本事項	1
1 策定の趣旨	1
2 策定の根拠	1
3 基本目標	1
4 国土強靱化基本計画との調和	2
5 計画期間	2
II 想定するリスク	3
1 本県の特徴	3
(1) 位置・面積等	3
(2) 地勢・地質	3
(3) 海岸	4
(4) 河川	4
(5) 低平地	4
(6) 活断層	4
(7) 気候	5
2 過去の災害被害	5
(1) 大雨	5
(2) 台風	8
(3) 高潮	10
(4) 地すべり等	10
(5) 竜巻	11
(6) 地震	12
(7) 津波	13
3 計画において想定するリスク	13
(1) 豪雨・大雨（洪水）	14
(2) 台風	14
(3) 高潮	14
(4) 地すべり等	14
(5) 竜巻	14
(6) 地震	14
(7) 津波	14
III 脆弱性評価	16
1 脆弱性評価について	16
2 事前に備えるべき目標	17

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	17
4 施策分野	19
5 評価結果	19
IV 施策分野ごとの推進方針	20
1 行政機能・情報手段・組織	20
2 生活・環境・文教	22
3 保健医療・福祉	23
4 経済・産業	24
5 県土整備・交通	26
V 計画の推進と不断の見直し	31
【別紙1】 リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果	32
【別紙2】 施策分野ごとの脆弱性の評価結果	48
【別紙3】 リスクシナリオごとの施策の推進方針	54
【別紙4】 重要業績指標	71
【別紙5】 施策分野「県土整備・交通」における個別事業一覧	74

I 基本事項

I 基本事項

1 策定の趣旨

本計画は、近年みられる台風の大型化や集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、本県においても大規模自然災害等に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会を構築するため、本県における国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定する。

2 策定の根拠

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定する。

《参考》基本法より

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

3 基本目標

国土強靱化を推進する上で、国の国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）が掲げる基本目標は普遍的なものと考えられることから、本計画においても基本計画の基本目標を準用し、次の4つの基本目標を設定する。

- （1）人命の保護が最大限図られること
- （2）県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- （3）県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- （4）迅速な復旧復興

4 国土強靱化基本計画との調和

本計画は、基本法第14条の規定を受け、国の基本計画との調和が保たれたものとなるように策定する。

《参考》基本法より

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)
第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 計画期間

本計画は、国土強靱化に関する施策の指針として、県政の基本方針である「佐賀県施策方針2023」と整合を取る必要があることから、計画期間は、「佐賀県施策方針2023」と同じく、令和5年度から令和8年度のまでの4年間とする。

ただし、令和9年度以降も、当該地域計画の内容を引き継ぎ、取り組みを推進していくものとする。

今後、新たな施策方針が策定された際は、それに合わせて、当該地域計画の内容と期間を変更することとする。

II 想定するリスク

1 本県の特性

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、本県が有する地勢・地質、気象等の特性を踏まえておく必要があることから、以下のとおり整理する。

(1) 位置・面積等

本県は、九州の北西部に位置し、東は福岡県、西は長崎県に接し、南は有明海、北は玄界灘に面する。

県土の総面積は、約 2,441 平方キロメートル、人口 793 千人で、20 市町(10 市 10 町) からなり、佐賀市をはじめとして、唐津市や鳥栖市等、小さな都市が分散する分散型県土を形成している。

可住地面積は県土面積の約 55 パーセントと全国的にもその割合が大きく、古くから九州の農耕地帯として栄えてきた佐賀平野を中心として広大な平地を有している。

また、交通の面では、県東部の鳥栖市には、高速道路や鉄道の縦のライン(福岡～鹿児島)と横のライン(大分～長崎)が交差するクロスポイントを有するとともに、県北西部では唐津港や伊万里港といった重要港湾を有するなど、県民生活や経済活動にとって重要な要衝を持つ。

(2) 地勢・地質

本県の地勢は、次の 3 つに大別できる。

第一は、県東北部の脊振天山山系で、大部分は中世代の花崗岩類からなっている。

第二は、県西部ないし西南部の丘陵地帯で、第三紀層及び火山岩類からなっている。この地帯の北の部分の東松浦半島では、玄武岩が流出して上場台地を形成しており、中央は、第三紀層に覆われ、南の長崎県へと連なっている多良岳の一带は、安山岩・玄武岩からなっている。

第三は、県東南部の佐賀平野で、筑後川、嘉瀬川、六角川等が有明海へ注ぐ低平な沖積平野である。

なお、県全体の地すべり地の箇所数の 80 パーセント以上が県の中央部から西部に集中して分布しているが、これらは第三紀層の上部を玄武岩が覆う特有の地形地質条件にあり、「北松型地すべり」として知られている。

(3) 海岸

本県には、北部に屈曲に富んだリアス式海岸の玄界灘沿岸と、南部に干満の差が著しい（6メートル）有明海沿岸の、2つの海岸がある。

玄界灘沿岸は、唐津港、伊万里港といった良港や海水浴に適した砂浜を有しているが、冬期の風浪による浸食が起こっている。

有明海沿岸は、台風の常襲地で、これまで高潮及び波浪による浸食や浸水が発生している。

(4) 河川

県内の河川は、低平地を流れ有明海の干満差の影響を受ける感潮河川（筑後川、嘉瀬川、六角川等）と、多良岳山系等から直接有明海へ注ぐ急流河川（塩田川、鹿島川等）、さらに、玄界灘等へ流れる日本の平均的性格を有する河川（松浦川等）に大別される。

これら県内の河川は、一般的に流路延長が短く、地形地質的にも条件が悪いため、降雨量の多い時期には洪水等が発生しやすい。

(5) 低平地

本県は、広大な低平地が県土面積の約2割を占めており、そこに人口の約4割が集中している。

有明海沿岸の佐賀平野は、干潟の発達に伴う自然陸化や干拓等によって造陸化された低平地であり、自然排水が非常に困難な地域である。

有明海の潮汐の影響を受けるとともに、有明粘土層の軟弱な地盤と地下水の汲み上げにより広域的な地盤沈下が進行しているため、慢性的な浸水被害が生じている。

(6) 活断層

県内には、国の地震調査研究推進本部において「主要活断層帯」として評価対象となっている活断層（帯）として、有明海北岸地域の平野とその北側の山地との境界に沿って分布する「佐賀平野北縁断層帯」、及び福岡県境近くの「日向峠－小笠木峠断層帯」が選定されており、これらが活動した場合の地震の規模がそれぞれマグニチュード7.5程度及びマグニチュード7.2程度と、大規模な地震が発生する可能性を指摘されている。

また、これら2つの活断層帯のほかにも、唐津市池原付近から北西の海域に延びる城山南断層、伊万里市西部を北西－南東に延びる楠久断層、鹿島市の南を北西－南東に延びる西葉断層など、活動すれば大きな被害が生

II 想定するリスク

じる可能性のある断層（帯）は、県内各地に存在している。

なお、地震による被害については、県内に存在する活断層（帯）だけではなく、福岡県や長崎県など周辺地域の活断層（帯）で発生する地震でも大きな影響が及ぶ可能性があることに留意しておく必要がある。

（7）気候

本県の気候は、県中央部の山地を境にして、県の北部が日本海型気候区、県の南部が内陸型気候区に大別できる。県内の年平均気温は概ねセ氏 16 度前後で、全般に温和な気候といえる。

降水量は、県の北東部から中央部にかけて連なる脊振山系、天山山系、南西部の多良岳山系、西部の国見山周辺で多く、これらの地域では年降水量が 2,500 ミリメートルを超える。一方、北部の玄界灘沿岸、南部の佐賀平野では少なく、年降水量は 1,800 ミリメートル前後である。

本県では、梅雨期に相当する 6 月から 7 月の降水量が年降水量の 40 パーセント近くを占めており、過去の重大な気象災害の多くは梅雨期の大雨によって発生している。

2 過去の災害被害

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、過去に実際に起きた災害を基に、その態様や規模等を踏まえ、今後起きうる災害を想定しておくことも重要であることから、被害発生に至るまでの経過も含めて、以下のとおり整理する。

（1）大雨

本県は、これまで大雨、暴風雨、高潮、地すべり等による風水害の被害を数多く受けてきたが、本県で発生する風水害のうち半分は、大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。

日降水量 100 ミリメートル以上の大雨は、6 月から 7 月の梅雨期に最も多く、この 2 ヶ月で年間の約 63 パーセントと最も多い。また、8 月から 9 月は台風や秋雨前線等で年間の約 20 パーセントを占めている。

日降水量 200 ミリメートル以上の大雨や 1 時間降水量 50 ミリメートル以上の非常に激しい雨は、梅雨期の 6 月下旬から 7 月中旬にかけて多い。

【佐賀県に被害をもたらした主な大雨】

災 害	概 要
<p>昭和 28 年 6 月 25 日～28 日の 大雨</p>	<p>九州南岸にあった前線が佐賀県に北上し、前線上に波動が発生した。</p> <p>6 月 25 日朝方から降り始めた雨は、県中部の東多久では夜半にかけて 1 時間 40 ミリメートルを超える激しい雨となった。積算雨量が 200 ミリメートルに達した夜半頃から主要河川が次々決壊し、各地で地すべりや土石流が発生、26 日午前 8 時には 1 時間降水量が 100 ミリメートルを超える猛烈な豪雨となり被害が増大した。</p> <p>被害地域は県下全域に広がり、筑後川流域の平野部では 10 日以上冠水が続いた地域があった。家屋や田畑の流失、埋没、橋の流失など年間県民所得の 6 割に相当する巨額の被害となり、死者・行方不明者も 62 名にのぼった。</p>
<p>昭和 37 年 7 月 7 日～8 日の 大雨</p>	<p>済州島南に低気圧が、また五島付近の前線上に波動があり九州南部にのびていた前線は、低気圧の東進に伴って佐賀県まで北上した。</p> <p>県南部の太良町大浦では 7 月 8 日午前 1 時から 8 時までの 7 時間に 600 ミリメートルを超える集中豪雨に見舞われ、特に午前 4 時から 7 時までは、1 時間 100 ミリメートルを超える猛烈な雨が続き、3 時間降水量は 339 ミリメートルに達した。</p> <p>雨は多良山地を含む地域に集中し、この地域での山地崩壊は 341 か所、住家の流失、埋没、全半壊は 353 戸にのぼった。太良町大浦地区では土石流により地区の半分が土砂に埋まり、大浦地区を中心に死者・行方不明者は 62 名という大きな被害が出た。</p>
<p>昭和 38 年 6 月 30 日の大雨</p>	<p>対馬海峡にあった前線が、福岡県から佐賀県に南下した。県北部の三瀬地区岸高の記録によると、6 月 30 日午前 2 時から雨が強くなり、午前 6 時と 9 時には 1 時間降水量が 100 ミリメートルを超え、3 時間降水量も午前 3 時～6 時に 202 ミリメートル、さらに午前 6 時～9 時に 156 ミリメートルを記録した。総降雨量は北部山沿い地方を中心に 500 ミリメートル以上に達した。</p> <p>山、がけ崩れはこの地域を中心に 926 か所、家屋の流失埋没による全半壊は 181 戸にのぼり、死者についても 15 名という大きな被害が出た。</p>
<p>昭和 55 年 8 月 28 日～31 日の 大雨</p>	<p>8 月 28 日から 30 日にかけて九州北部から中部に前線が停滞し、台風第 12 号の間接的な影響もあって大気の状態が非常に不安定であった。</p> <p>28 日夜から前線の活動が活発になり、佐賀県では各所で 1 時間に 50 ミリメートル前後の激しい雨・非常に激しい雨が観測され、総降水量は、県下全域で 400 ミリメートルから 500 ミリメートル、所により 568 ミリメートルに達した。</p> <p>この雨で牛津川の堤防が決壊して、牛津町のほぼ全町が浸水により孤立するという事態が生じた。その他にも、山崩れ、ため池決壊、ボタ山崩壊など県内各所で大きな被害が発生し、死者 4 名、住家の被害は、床上浸水 3,006 戸、床下浸水 16,965 戸に及んだ。</p>
<p>平成 2 年 6 月</p>	<p>梅雨前線が 6 月 28 日に九州北部に南下し、7 月 3 日まで</p>

II 想定するリスク

災 害	概 要
28 日～7 月 3 日の大雨	<p>九州付近に停滞した。</p> <p>県内では2日の午前3時頃から記録的な大雨になり、県下全域の中小河川の水位は徐々に上昇し、いたる所で越水し破堤した。</p> <p>河川の越水等が重なった結果、牛津町（現在の小城市牛津町）では町全体の8割が浸水し、県全体でも越水と内水で県の平地部面積の半分が浸水した。その他にも、県南部及び中央部を中心として山地に起因する災害（林地の崩壊、土石流）が多発し、死者2名、住家の被害は、床上浸水4,635戸、床下浸水21,113戸に及んだ。</p>
令和元年8月27日～30日の大雨（令和元年佐賀豪雨）	<p>8月26日朝には九州南部付近にあった前線が、27日には対馬海峡付近まで北上し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、佐賀県では記録的な大雨となり、27日に唐津市厳木町付近で、28日に多久市及び南部（神崎市、吉野ヶ里町、佐賀市、小城市、武雄市、大町町、江北町、白石町付近）で、記録的短時間大雨情報が発表された。</p> <p>また、県内全てに大雨特別警報が発表された。</p> <p>この一連の大雨で1時間降水量では佐賀（佐賀市）の110.0ミリを含む2地点、3時間降水量では白石（杵島郡白石町）の245.0ミリを含む2地点、6時間降水量では白石の279.0ミリを含む2地点、12時間降水量では佐賀の294.5ミリ、24時間降水量では佐賀の390.0ミリを含む2地点、48時間降水量では佐賀の430.5ミリを含む2地点、72時間降水量では佐賀で461.0ミリとなり観測史上1位の値となった。</p> <p>この大雨により、六角川流域内において堤防からの越水や支流の氾濫が発生するなど、県内各地で土砂災害や浸水被害が発生した。</p> <p>加えて、大町町では、浸水した鉄工所から工業用の油が流出し、周辺の住家や農地に影響を与えた。また、ぼた山の一部斜面が崩壊したことに伴い、周辺住民を避難させることとなった。</p> <p>この災害による被害は、死者4名、重傷者2名、住家被害は全壊87棟、大規模半壊107棟、半壊759棟、一部破損（浸水以外）24棟、床上浸水773棟、床下浸水4,310棟（令和5年1月13日時点 県把握分）に及び、その他にも土木被害、農林水産被害、商工被害等甚大な被害が発生した。</p>
令和3年8月11日～19日の大雨	<p>8月11日朝から雨となり、夕方にかけて激しい雨を解析し、日降水量が100ミリを超えたところがあった。また12日明け方から19日未明にかけて、局地的に猛烈な雨や非常に激しい雨が降った。県内では14日未明から朝にかけて線状降水帯が発生し、「顕著な大雨に関する情報」が発表された。また、14日2時15分には大雨特別警報が武雄市と嬉野市に発表され、その後14市町（多久市、小城市、大町町、江北町、白石町、鹿島市、佐賀市、鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、有田町、みやき町、唐津市、玄海町）を追加して発表された。14日夜のはじめ頃からは雨が小康状態となったため、15日6時10分には大雨特別警報から大雨警報に切り替</p>

災 害	概 要
	<p>えられた。</p> <p>日降水量は、13日に鳥栖で332.5ミリ、14日に嬉野で439.5ミリ、唐津264.0ミリで観測史上1位の値を更新した。なお、その他の観測所でも、8月として多い方から1位から2位の記録的な大雨となった。この大雨で、8月11日から19日24時までの期間降水量は、嬉野、白石、佐賀では8月の平年の降水量の4倍、その他多くの観測点でも3倍となった。</p> <p>この大雨により、六角川流域内において堤防からの越水や支流の氾濫が発生するなど、県内各地で土砂災害や浸水害が発生した。</p> <p>この災害による被害は、軽傷4名、住家被害は全壊5棟、半壊1,168棟、一部破損（浸水以外）25棟、床上浸水298棟、床下浸水2,090棟（令和5年3月10日時点 県把握分）に及び、その他にも土木被害、農林水産被害、商工被害等甚大な被害が発生した。</p>
<p>令和5年7月7日～10日の大雨（令和5年7月九州北部豪雨）</p>	<p>7月7日から10日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かく湿った空気の流れ込みが継続したため、九州では大気の状態が非常に不安定な状況となった。本県では、7月7日の朝から局地的に雷を伴った非常に激しい雨や激しい雨が断続的に降り、10日未明から明け方にかけて、唐津市付近と佐賀市付近では1時間に80ミリ以上の猛烈な雨を解析した。また、10日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、午前5時39分と午前8時10分に「顕著な大雨に関する気象情報」を発表した。</p> <p>この一連の大雨で、7月7日から10日までの期間降水量は鳥栖（鳥栖市）で490.5mm、北山（佐賀市）で423.0mmを観測した。また北山（佐賀市）では、3時間降水量132.5mm、6時間降水量225.5mmを観測し、観測史上1位の記録を更新した。</p> <p>人的被害は死者が3名、軽傷者が1名、住家被害は、住家の被害は、全壊4棟、半壊6棟、一部破損35棟、床上浸水18棟、床下浸水81棟（令和5年11月29日現在）に及び、その他にも土木被害、農林水産被害、商工被害等甚大な被害が発生した。</p>

2) 台風

本県は、台風が来襲する頻度が高く、台風の接近で、大雨や暴風、高波、高潮などの顕著な気象現象が発生し、これまで度々大きな気象災害が発生している。

【佐賀県に被害をもたらした主な台風】

災 害	概 要
<p>昭和20年9月17日（枕崎台風）</p>	<p>9月17日に枕崎市付近に上陸した台風第16号は、時速50から60キロメートルの速度で九州を横断し、広島付近を経て日本海に抜け、能登半島、東北地方を横断して太平洋に</p>

II 想定するリスク

災 害	概 要
	<p>出た。</p> <p>佐賀地方は、17 日午前 5 時より次第に風速を増し、午後 9 時頃に最大風速が秒速 18.8 メートルを観測した。総降水量は、三瀬地方で 16 日から 17 日の降水量が 680 ミリメートルを超えるなど脊振山地を中心に大雨が降り、佐賀、神埼、三養基、小城地方では河川が氾濫して堤防が随所決壊した。</p> <p>死者・行方不明者は 101 名、倒壊住家は 304 棟という甚大な災害となり、農水産物や玄海及び有明海方面では風害のため、水産、船舶にも甚大な被害が出た。</p>
<p>昭和 24 年 8 月 16 日～18 日(ジュディス台風)</p>	<p>九州南端に上陸して北西進し、対馬近海から東寄りに向きを変え進んだ。この台風は平戸島を過ぎる頃から速度が遅くなり、8 月 15 日から 18 日の総降水量は古湯地域で 760 ミリメートルを超えた。</p> <p>死者・行方不明者は佐賀郡（現在の佐賀市）、小城郡（現在の小城市）を中心に 95 名、住家被害は全壊 234 棟、流失 128 棟、半壊 610 棟という甚大な災害となった。</p>
<p>平成 3 年 9 月 13 日～14 日(台風第 17 号)</p>	<p>沖ノ島島付近で台風となり、沖縄本島を通り、奄美大島の西海上を通過して 9 月 14 日午前 5 時頃、長崎市付近に上陸した。</p> <p>佐賀県では 14 日午前 5 時頃から風雨が強まり、佐賀市では同日 6 時 9 分に南東の風、秒速 54.3 メートルの最大瞬間風速（観測史上 1 位）を観測した。</p> <p>この台風の影響により、佐賀市と七山村（現在の唐津市七山）で家屋の倒壊により各 1 名が死亡、住家被害は全壊 9 戸、半壊 102 戸、一部損壊 110 戸、その他にも土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。</p>
<p>平成 3 年 9 月 27 日(台風第 19 号)</p>	<p>マーシャル諸島の西で台風となり、宮古島の東海上を通り、9 月 26 日午後 4 時過ぎに佐世保市の南に上陸した。</p> <p>佐賀県では 27 日正午頃から暴風雨域に入り、佐賀市では同日午後 4 時 46 分に南南東の風、秒速 52.6 メートルの最大瞬間風速（観測史上 2 位）を観測した。</p> <p>台風第 17 号の約 2 週間後に上陸し、この台風の影響により、全壊 23 戸、半壊 673 戸、一部損壊 34,208 戸の住家被害が発生し、その他にも人的被害・土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。</p>
<p>平成 18 年 9 月 16 日～18 日の台風(台風第 13 号) 及び秋雨前線豪雨</p>	<p>フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。</p> <p>佐賀県では 17 日午後 2 時頃から午後 5 時頃にかけてほぼ全域が暴風域に入り、佐賀市では同日午後 6 時 50 分に南南東の風、秒速 50.3 メートルの最大瞬間風速（観測史上 3 位）を観測した。</p> <p>記録的な暴風により県内各地で停電が発生し、17 日午後 8 時には 124,100 世帯に達した。一部の地域では停電期間が 3 日間にわたり、各種情報収集の手段が断たれたことや高層アパートなどで断水が発生するなど、県民生活に大きな影響があった。</p> <p>また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風か</p>

災 害	概 要
	<p>らの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。</p> <p>このため、佐賀県北部では16日明け方から昼前にかけて局地的に50ミリメートルを超える非常に激しい雨となり、伊万里市では1時間に99ミリメートル、唐津市枝去木では1時間に89ミリメートルという猛烈な雨を観測し、それぞれ日最大1時間降水量の極値を更新した。また、伊万里市や唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生し、3名が犠牲となった。</p> <p>さらに、この災害の影響により、有明海沿岸地域一帯を中心に広範囲にわたって水稲や大豆をはじめ農産物に甚大な被害が発生し、水稲については過去最悪の作況指数となった。</p>

(3) 高潮

有明海は、遠浅でV字型の地形で、潮の干満差が著しく大きいことから、全国的にみても、特に高潮が起こりやすい条件にあり、過去にも、数多く高潮被害を受けている。

【有明海沿岸の主な高潮災害】

災 害	概 要
昭和 31 年 8 月 17 日 (台風第 9 号)	<p>最強風時と有明海沿岸の満潮時が重なって約 1.4 メートルの気象潮が加わったことにより、大福、久保田、西川副などの各干拓堤防が各所で決壊し、海水が浸入した。この災害により、田畑が壊滅し農作物に甚大な被害をもたらすとともに、大福搦などでは入植者住宅が軒近くまで水没するなど、40年ぶりという大災害を引き起こした。</p>
昭和 60 年 8 月 31 日 (台風 13 号)	<p>台風の通過が有明海の満潮と重なり、大浦(太良町)でTP(東京湾平均海面)上3.21メートル、湾奥の住ノ江では4.81メートルに達する高潮を観測した。</p> <p>有明海に注ぐ本庄江、新川など15河川で大波に洗われて堤防の法面が崩壊し、久保田町(現在の佐賀市久保田町)では防潮堤防の上部が20メートルにわたって半壊して海水が流入した。また、芦刈町(現在の小城市芦刈町)では六角川河口と福所江川に避難係留中の漁船150隻が高波を受け堤防や道路などに打ち上げられた。床上浸水は川副町(現在の佐賀市川副町)の94戸をはじめ279戸、床下浸水を含めると1,000戸以上が被害を受けた。</p>

(4) 地すべり等

本県は、半分以上が地形的、地質的に不安定な山地丘陵に占められていることから、過去に地すべり、急傾斜地の崩壊等が発生している。

【佐賀県に被害をもたらした地すべり等】

II 想定するリスク

災 害	概 要
平成 18 年 9 月 16 日～18 日の台風(台風第 13 号)及び秋雨前線豪雨に伴う土砂災害	<p>《伊万里市南波多町府招の地すべり》</p> <p>9 月 16 日午前 10 時 30 分頃、伊万里市南波多町府招の国道 202 号脇の山で、幅約 100 メートル、奥行き約 170 メートルにわたる地すべりが発生した。崩落した土砂により道路の一部が埋没し、家屋 2 戸が全壊、1 戸が半壊するなどの被害が生じた。</p>
	<p>《唐津市相知町田頭の土砂崩れ》</p> <p>9 月 16 日午前 10 時 45 分頃、山に沿って並んだ集落の背後の斜面が幅約 300 メートル、高さ約 50 メートルにわたって崩れ、民家 1 棟が全壊、4 棟が半壊、3 人が軽傷を負った。また、住宅を結ぶ坂道が土砂で埋没し、住宅数戸が孤立状態になった。</p>
平成 22 年 7 月 14 日発生 of 吉野ヶ里町永山地区土石流災害	<p>7 月 12 日からの活発な梅雨前線の発達により吉野ヶ里町一帯に降り続いた雨は、12 日午後 3 時から 14 日正午までの連続雨量 475 ミリメートル、13 日正午から 14 日正午までの最大 24 時間雨量 289 ミリメートル、14 日午前 7 時から午前 8 時までの最大時間雨量 53 ミリメートルを記録した。</p> <p>14 日午前 9 時 20 分頃、吉野ヶ里町永山地区内の溪流で土石流が発生し、人家損壊 4 戸、非住家全壊 7 戸、橋梁被災 2 橋、消防施設損壊 1 施設等の被害が生じ、県道中原・三瀬線及び町道永山・坂本峠線が寸断された。</p>

(5) 竜巻

竜巻は、積乱雲に伴って発生する強い上昇気流を持った激しい渦巻きであり、台風や寒冷前線、低気圧など積乱雲が発生しやすい気象条件に伴って発生しやすく、本県においても、負傷者や家屋損壊などの被害が、度々発生している。

【佐賀県で発生した主な竜巻災害】

災 害	概 要
平成 16 年 6 月 27 日の竜巻災害	<p>6 月 27 日朝は、佐賀市と鳥栖市において発達した積乱雲の下で竜巻が発生した。(竜巻の強さ 佐賀市：F 2、鳥栖市：F 1)</p> <p>被害の範囲は、佐賀市で約 8 キロメートル、鳥栖市で約 1.3 キロメートルに及び、突風によって、軽症者 15 名、全壊家屋 15 棟、半壊家屋 25 棟、一部損壊家屋 377 棟という被害が出たほか、ビニールハウスの倒壊や店舗の損壊など農業等の産業にも大きな被害が発生した。</p>
平成 28 年 9 月 28 日の竜巻災害	<p>平成 28 年 9 月 28 日 10 時頃、佐賀県佐賀市から神埼市にかけて竜巻が発生し、住家の屋根瓦や樹木などに被害があった。この竜巻の強さは、風速約 45m/s と推定され、日本版改良藤田スケールで J E F 1 に該当する。</p>

(6) 地震

県内の活断層の活動に伴う、規模の大きな地震は知られていない。

これまでに知られている県内の地震被害については、周辺地域の浅いところで発生した地震によるものが多い。

【佐賀県における過去の主要被害地震】

発生年月日	震央地名	規模(M)	概要
679年 (天武7年)	筑紫国	6.5 ~7.5	家屋倒壊多く、幅6メートル、長さ10キロメートルの地割れを生ず。
1700年4月15日 (元禄13年2月26日)	壱岐 ・対馬	7.0	佐賀・平戸(瓦落つ)有感。
1703年6月22日 (元禄16年5月9日)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769年8月29日 (明和6年7月28日)	日向 ・豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破。
1792年5月21日 (寛政4年4月1日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者18名、流家59棟(眉山崩壊による津波被害)。
1831年11月14日 (天保2年10月11日)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し。
1889年7月28日 (明治22年)	熊本	6.3	神埼郡齊郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり。
1898年8月10~12日 (明治31年)	福岡県 西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂。
1929年8月8日 (昭和4年)	福岡県 雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村(現在の佐賀市三瀬村)で器物の転倒
1931年11月2日 (昭和6年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害。
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり 佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966年11月12日 (昭和41年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下、陶器店の大皿割れる、神埼、唐津でガラス

II 想定するリスク

発生年月日	震央地名	規模(M)	概要
			破損。
1968年4月1日 (昭和43年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線2か所切断、家庭用配線9か所切断。
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘	6.6	大きな被害なし
2001年3月24日 (平成13年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県北西沖	7.0	みやき町で震度6弱を観測。 人的被害 重傷1名 軽傷14名 家屋被害 半壊1件 一部損壊136件
2016年4月14日 (平成28年)	熊本地方	6.5	佐賀県南部・北部で震度4を観測
2016年4月16日 (平成28年)	熊本地方	7.3	佐賀市、神崎市、上峰町で震度5強を観測 4月14日からの一連の地震による被害は、重傷者4名、軽傷者9名

(7) 津波

本県において発生した津波災害は、寛政4(1792)年5月21日、島原の眉山崩壊に伴うものが記録されている程度であり、少ない。記録によると、この津波により、死傷者や住家被害が発生したと記されている。

一方で、平成22年2月27日、チリ中部沿岸を震源とする地震による津波では、気象庁が量的津波予報による津波予報業務を開始した平成11年4月以来、初めて有明・八代海に津波警報が発表されたものの、佐賀県沿岸では目立った津波は観測されておらず、県内に被害はなかった。

また、平成23年3月11日、東北地方太平洋沖を震源とする地震による津波では、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、玄海町仮屋で0.2メートルの津波が観測されたが、県内に被害はなかった。

津波は遠方の地震でも影響することも念頭におく必要がある。

3 計画において想定するリスク

本県の特性や過去の災害被害を踏まえ、いずれの災害についても、今後も本県に甚大な被害をもたらす可能性があると考えられることから、本計画の

対象としては、大規模自然災害全般をリスクとして想定する。

また、これらの災害は、単独で発生するだけでなく、同時あるいは連続し、複合災害として発生し、より甚大な被害をもたらす可能性があることを想定しておく。

なお、本計画及び本県の国土強靱化に関する施策における自然災害の規模等については、概ね以下のとおりの前提とする。

(1) 豪雨・大雨（洪水）

ア) 昭和 28 年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生する。

イ) 昭和 37 年、38 年、平成 2 年、令和元年、令和 3 年、令和 5 年の集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発する。

(2) 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受ける。

(3) 高潮

有明海の異常高潮は、過去における最大記録が発生する。

(4) 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、同時多発的に発生する。

(5) 竜巻

これまでに国内で発生した最大規模の強さの竜巻は、本県でも発生する。

(6) 地震

本県は、海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離があるため、これにより直接的に大規模な地震被害が生じる可能性は、比較的高くない。

一方で、佐賀平野北縁断層帯をはじめ、県内や周辺地域に存在する活断層（帯）を震源とする地震により、県内でもほとんどの地域で震度 7 又は震度 6 強の強い揺れを伴う地震が起きる可能性がある。

(7) 津波

福岡県北部や長崎県南部等の周辺地域を震源とする地震や、海溝を震源とする巨大地震により、波高は比較的高くないものの、本県沿岸にも津波

II 想定するリスク

が到達する可能性がある。

また、津波の原因となる地震に伴い、河川の堤防に液状化による沈下が発生すれば、特に佐賀平野では、広域かつ長期にわたる浸水被害が起きる可能性がある。

III 脆弱性評価

1 脆弱性評価について

基本法は、国土強靱化に関する施策を策定及び実施するに当たって従うべき方針の一つとして「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(脆弱性評価)を行うこと」を規定している(第9条第5号)。

また、基本法は、国の基本計画の策定に当たっては、「脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成」することを求めている(第17条第1号)。《参考》基本法より

(施策の策定及び実施の方針)

第9条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

〔第1号～第4号省略〕

5 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を行うこと。

〔第6号～第7号省略〕

(国土強靱化基本計画の案の作成)

第17条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。

5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。

〔第6項～第8項省略〕

このため、本計画の策定に当たっては、次の手順に沿って脆弱性評価を実施する。

ア)「事前に備えるべき目標」を設定し、その目標ごとに「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定し、これに対する施策について

Ⅲ 脆弱性評価

横断的に評価する。(基本法第 17 条第 3 号)

イ) 国土強靱化に関する「施策分野」ごとに評価を行う。(基本法第 17 条第 4 号)

ウ) 投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても評価を行う。(基本法第 17 条第 5 号)

エ) 「起きてはならない最悪の事態」を回避(リスクの一部低減を含む)するために、現在、県が行っている施策を抽出し、抽出した施策をまとめたものをプログラムとする。

オ) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための各プログラムを構成する施策ごとに、現行の取組で十分かどうかの分析・評価を行い、施策分野ごとに整理する。

2 事前に備えるべき目標

国の基本計画との調和を図りつつ、5つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を参照

3 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

国の基本計画との調和を図りつつ、本県の地域特性や想定したリスク等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」の達成を阻害する22の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を参照

事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ
I 人命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生
		1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
		1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生
II 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足
III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態
		3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断
IV 迅速な復旧復興	4 大規模自然災害発生後であっても、県民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない	4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態
		4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止
		4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
		4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断
		4-5 市街地での大規模火災の発生
		4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大
	5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり県土の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大

Ⅲ 脆弱性評価

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ
		幅に遅れる事態

4 施策分野

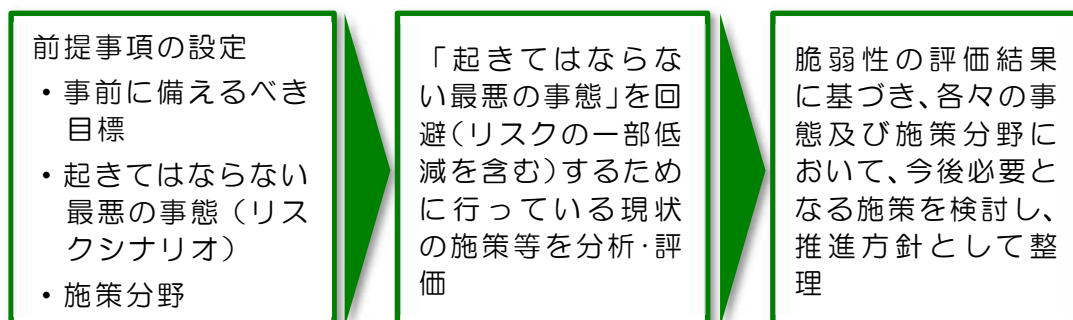
国の基本計画との調和を図りつつ、県の行政組織との整合性も勘案し、次の5つの国土強靱化に関する施策分野を設定する。

1. 行政機能・情報手段・組織 (政策／危機管理・報道／総務／警察)
2. 生活・環境・文教 (県民環境／文化・スポーツ／教育)
3. 保健医療・福祉 (健康福祉)
4. 経済・産業 (産業労働／農林水産【産業】／地域交流【地方創生・国際交流】)
5. 県土整備・交通 (農林水産【土木】／県土整備／地域交流【交通】)

5 評価結果

脆弱性評価の結果は、【別紙1】及び【別紙2】のとおり。

【参考】脆弱性評価から推進方針の整理までの流れ



IV 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避し、4つの基本目標を達成するため、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として、次のとおり整理する（併せて、リスクシナリオごとの推進方針についても【別紙3】のとおり整理する）。

また、国土強靱化に関する施策を推進する重要業績指標（KPI）を、【別紙4】のとおり設定する。

なお、本計画で設定した22の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても本県に対して多大な被害・損害を与えるものであること、また各最悪の事態を回避するためのプログラムを構成する個別の施策は、他のプログラムにも共通している場合が多いことなどから、本計画ではプログラム単位での施策の重点化や優先順位付けは行わず、各推進方針において必要に応じた重点化や優先順位付けの方針を示す。

1 行政機能・情報手段・組織

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立を図る。【危機管理防災課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、県民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。【危機管理防災課】
- 住民自らの避難行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を提供する。【河川砂防課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に各市町と連携、協力して取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る各市町の取組を支援する。【危機管理防災課】
- 災害時の初動段階から消防防災ヘリコプターを迅速な事態把握のための情報収集等に十分に活用する。【危機管理防災課】

IV 施策分野ごとの推進方針

- 大規模災害時の他県・他機関からの応援ヘリコプターの効率的なオペレーションを実施するため、航空消防防災体制の維持・向上に取り組む。
【危機管理防災課】
- 災害時における情報通信機器の処理能力や回線容量を増加させ、主要回線が途絶した場合でも、迂回して安定した通信が図れるよう回線のループ化や非常用電源等の整備を行うことにより、安定した情報収集及び情報の共有を図り、県、市町、防災関係機関相互の迅速な災害時オペレーションの向上に取り組む。
【危機管理防災課】
- 災害時に電力の供給途絶が長期に及んでも各防災関係機関等において自家発電装置により活動を継続できるよう、石油元売業者の団体との重要施設の情報共有や、県内の石油の小売事業者の団体や中核給油所、小口配送拠点等との協力により、燃料の優先供給を受けられる体制の整備を図る。
【危機管理防災課】
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶しても、避難住民の生活に深刻な影響が及ばないように、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーであるLPガスについて、LPガスの供給事業者の団体や中核充てん所等との協力により、消費装置も含めた調達体制の整備を図る。
【危機管理防災課】
- 大規模災害の発生時において、迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、「災害時緊急対応業務実施マニュアル」（佐賀県版災害時BCP）の不断の見直しや研修等を通じた職員への浸透を図るとともに、県内市町の業務継続計画（BCP）の策定促進を図る。
【危機管理防災課】
- 広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。
【危機管理防災課、関係各課・室】
- 大規模災害発生時における「災害時緊急対応業務実施マニュアル」（佐賀県版災害時BCP）による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、県庁の災害耐性を高める対策を推進する。

【人事課、資産活用課】

- 「佐賀県警察大規模災害対応業務継続計画」に基づき、警察機関の業務継続体制の構築を図る。 【警備第二課】

- 信号機への電源付加装置の整備等の信号機滅灯対策を推進する。 【交通規制課】

- 災害時においても道路交通情報の迅速な収集と提供が行えるよう、各施設の充実、耐災害性の向上、管理体制の整備を進める。 【交通規制課】

- 災害時に治安を維持していくため、平時から、県民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組む。

【くらしの安全安心課、生活安全企画課、広報広聴課、県民協働課、関係各課・室】

2 生活・環境・文教

- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。 【学校教育課生徒支援室】

- 災害時に治安を維持していくため、平時から、県民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組む。

【くらしの安全安心課、生活安全企画課、広報広聴課、県民協働課、関係各課・室】

- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。 【循環型社会推進課】

- 佐賀の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のつながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。

【農林水産部、県民環境部、県土整備部】

- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にす行動に結び付けるなどの持続的な県民活動へ発展させる。

【農林水産部、県民環境部、県土整備部】

IV 施策分野ごとの推進方針

- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への県民理解を促し、県民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。【農林水産部、県民環境部、県土整備部】

3 保健医療・福祉

- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などを支援する。【社会福祉課】
- 要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を提供する。【河川砂防課】
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等において、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等を促進するとともに、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を促進する。【長寿社会課、障害福祉課】
- 長期の避難生活を強いられる状況になった場合でも、できる限り避難生活の苛酷な状況を緩和できるよう、市町による避難所での居住性や安全性の確保の取組を支援する。また、市町において福祉避難所の充実が図られるよう努める。【社会福祉課】
- 備蓄品の品目及び数量については、県と市町とで役割分担を明確にし、市町単独での保有が困難又は非効率であるアレルギー食品については、県において備蓄に努める。【危機管理防災課、社会福祉課、健康福祉政策課、農政企画課】
- 災害時医療従事者の養成・研修等を実施し災害時の対応力を高める。【医務課】
- 災害時緊急医薬品等を計画的に備蓄し、国、九州各県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。【薬務課】
- 感染症発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から感染症の発生状

況等の把握に十分努めるとともに、疫学的視点を重視しつつ、関係者が適切に連携し対応できる体制を整備する。 【健康福祉政策課】

- 結核、麻しん風しん等の特に集団感染が懸念される感染症の発生の予防及びまん延防止のため、情報の収集・分析、相談対応、人材の育成確保及び資質の向上など必要な対策の推進を図る。 【健康福祉政策課】
- 上水道施設の耐震化計画策定を推進する。 【生活衛生課】

4 経済・産業

- 備蓄品の品目及び数量については、県と市町とで役割分担を明確にし、市町単独での保有が困難又は非効率であるアレルギー食品については、県において備蓄に努める。
【危機管理防災課、社会福祉課、健康福祉政策課、農政企画課】
- 民間事業者等との災害時における物資の調達に関する協定締結を推進し、災害時における調達物資の品目及び調達先の多様化を図る。
【危機管理防災課、産業政策課】
- 運輸事業者や関係団体等との災害時の応援協定等を促進し、災害時における備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保に努める。 【産業政策課】
- 災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」とともに、サプライチェーン維持のため、県内企業のBCP策定の支援に取り組む。 【産業政策課】
- 近年の台風災害においては、日常的に使用されている天然ガスコージェネレーションシステムが減災に大きく貢献した事例が多く報告されていることから、都市ガスの供給エリア内の電気と熱を一定程度使用する施設や、供給エリア外でも電気と熱を大量に使用する施設に対しては、天然ガスコージェネレーション導入を推奨する。 【産業グリーン化推進グループ】
- 市町等と連携し、防災や外国人相談などの多文化共生分野のボランティアの育成などを推進する。 【国際課】
- 自発の地域づくりを推進し地域コミュニティの維持を図る。
【さが創生推進課】

IV 施策分野ごとの推進方針

- 自発的な地域づくりの取組に対して、課題の発見（意識共有）から事業化（アイデア・ノウハウの習得、人的資源の確保、財政支援）まで、地域の熟度に応じた支援を市町と連携して行っていく。 【さが創生推進課】
- 地域の特性等に応じて、様々な形での市町間の連携の推進を支援していく。 【さが創生推進課】
- 離島や過疎地域等の特定条件不利地域については、特定地域振興のための法令等に基づき市町を支援し、地域間での行政サービスの格差是正を進める。 【さが創生推進課】
- 県外の方に本県の魅力を知っていただき、移り住んでもらうための、きめ細かな支援体制を整備する。 【さが創生推進課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、農作物の高温暖害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。 【環境課、関係各課・室】
- 森林所有者による森林整備を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。 【森林整備課、林業課】
- 県民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海のとつながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、市町や関係団体、CSOとの連携を強化して県民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。 【森林整備課、林業課】
- 佐賀の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のとつながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。 【農林水産部、県民環境部、県土整備部】
- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にす行動に結び付けるなどの持続的な県民活動へ発展させる。 【農林水産部、県民環境部、県土整備部】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への県民理解を促し、県民協働による災害に強い多様な森

林（もり）づくりを推進する。【農林水産部、県民環境部、県土整備部】

5 県土整備・交通

個別の事業については、【別紙5】のとおり。

- 県と市町が連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。【建築住宅課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。【建築住宅課】
- 県と市町が連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震化に必要な支援を併せて実施することにより、住宅の耐震化を促進する。【建築住宅課】
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物について、エリア外への移転を促進する。【建築住宅課】
- 老朽化の著しい県営住宅については、佐賀県公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。【建築住宅課】
- 建築物の耐震化促進により、大規模な地震発生時でも倒壊する建築物を減らし、災害廃棄物の発生の抑制にもつなげる。【建築住宅課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。
【環境課、関係各課・室】
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を提供する。【河川砂防課】
- 河川が氾濫した場合の地域への影響が大きい河川や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川整備を進めていくとともに、河川の適切な維持管理を行う。【河川砂防課】
- ダム、排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と

IV 施策分野ごとの推進方針

機能確保を図っていく。 【河川砂防課】

- 県民の河川に関わる機会の創出などにより、県民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【河川砂防課】
- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適切な維持管理を行う。 【河川砂防課】
- 土砂災害防止施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。 【河川砂防課】
- 高潮対策等の海岸堤防の整備を進めていくとともに、整備した施設の適切な維持管理を行う。 【河川砂防課、農山村課、水産課、港湾課】
- 唐津湾海岸については、学識者からの提言を踏まえた海岸侵食対策と適切な順応的管理を進める。 【河川砂防課、水産課、港湾課】
- 海岸保全施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。 【河川砂防課、農山村課、水産課、港湾課】
- 県内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。 【水産課】
- 防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を進める。 【水産課】
- 関係市町や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備や危険なため池に対する整備を推進する。 【農山村課、農地整備課】
- 防災重点農業用ため池については関係市町がハザードマップの作成を進めており、県は市町と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。 【農山村課】
- 佐賀平野において、用排水路等の農業用施設の機能復旧等、地盤沈下対策工事を推進し、農地の保全を図る。 【農山村課】

- 関係市町や土地改良区、農家などと連携して、田んぼダム及びクリークや農業用ダム、ため池の事前放流の取組を推進する。
【農山村課、農地整備課】
- 渇水時には、渇水調整会議を開催し、関係者との水利用調整等を十分に図る。
【城原川ダム等対策室】
- 関係機関との調整を十分に行い、ダム等の水資源開発による水源確保を図る。
【城原川ダム等対策室】
- ダム施設の更新・修繕を行い、適切な管理運用を推進する。
【城原川ダム等対策室】
- 農業用水の配水施設の整備により用水の安定的供給を図る。
【農地整備課】
- 生活排水処理については、人口減少や厳しい財政事情等の社会情勢を踏まえ、集合処理区域から個別処理区域へ適切に見直すよう市町に働きかけるとともに、生活排水処理の最適化に向けて、取組を行う市町を支援する。
【下水道課】
- 下水道等の施設については、適切な維持管理が図られるように、各市町でストックマネジメント計画を策定し、計画的な取組を促進する。
【下水道課】
- 生活排水処理事業における各市町の良い事業運営を継続するため、本事業の広域化・共同化の取組を推進する。
【下水道課】
- 森林所有者による森林整備を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。
【森林整備課、林業課】
- 効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的な維持管理に取り組む。また、荒廃した山地については、治山事業により復旧・整備を早期に進めるとともに、災害の未然防止対策を進める。
【森林整備課】

IV 施策分野ごとの推進方針

- 県民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海つながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、市町や関係団体、CSOとの連携を強化して県民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。 【森林整備課、林業課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。 【道路課】
- 学校関係者や警察、道路管理者などで実施した通学路の合同点検における要対策箇所を重点的に整備する。 【道路課】
- 渋滞の緩和や道路利用者の利便性向上を図るため、日常生活に密接なつながりを持つ県管理道路の整備を推進する。 【道路課】
- 県長大法面や高盛土といった特定道路構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む。 【道路課】
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む。 【道路課】
- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む。 【道路課】
- 有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組む。 【道路課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、緊急性を考慮して整備を進める。 【道路課】
- 当県を横断する有明海沿岸道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」を、重点的に整備する。 【道路課】
- 市街地等における公園緑地や道路等の都市施設について、引き続き計画的な整備等に取り組む。 【まちづくり課】

- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。【まちづくり課、道路課】
- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、市町と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。【まちづくり課】
- 九州佐賀国際空港においては、滑走路の2,500mへの延長等、計画的に空港施設の機能強化に取り組む。【空港課】
- 唐津港、伊万里港に緊急物資輸送の拠点としての機能向上のため、必要不可欠な整備等を推進して港勢拡大を図る。【港湾課】
- 県内の港湾施設については、予防保全を基本に計画的な保全を行い、臨港道路の整備や航路・泊地の増深等、港湾施設の機能強化に取り組む。【港湾課】
- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、引き続き地籍調査の促進を図る。【土地利活用課】
- 広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。【危機管理防災課、関係各課・室】
- 建築物応急危険度判定士、砂防ボランティア、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士の育成を図り、あらかじめ登録しておく。【建築住宅課、河川砂防課、まちづくり課】

V 計画の推進と不断の見直し

- 各施策分野間には、相互に密接な関連を有している施策も多くあるため、施策の推進に当たっては適切な役割分担や調整を図り、施策の実効性・効率性を高めるよう十分に配慮する。
- 計画期間中であっても、「佐賀県施策方針 2023」のマネジメント・サイクルの実施と合わせ、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえた不断の見直しを行う。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことからこれまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市町の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、県民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、県民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等においては、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等、また、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を進めることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 近年、能登半島地震や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 県民に最も身近な住宅については、佐賀県は全国に比べ耐震化が遅れている。
- 県営住宅については、昭和50年代以前に建設しているものが多く、老朽化が進んでいる。さらに、浸水や土砂災害が想定される場所に立地しているものもある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 県管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める必要がある。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む必要がある。
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

- 県内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。

1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市町の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、県民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、県民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 県民の生命財産を守るため、行政のみならず、県民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていく必要がある。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等においては、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等、また、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を進めることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 県営住宅については、昭和50年代以前に建設しているものが多く、老朽化が進んでいる。さらに、浸水や土砂災害が想定される場所に立地しているものもある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化により、全国各地で浸水被害が発生しており、県民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることが必要である。
- 河川整備にあたっては景観や自然環境の保全を考慮して進めることが必要である。
- 県民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがあるダムや排水機場等の河川管理施設

については、施設の延命化と機能確保が必要である。

- 佐賀県沿岸の低平地においては高潮や津波等の被害を受けやすいことから、県民の生命財産を守るため、海岸堤防の早期整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった高潮災害防止対策を進める必要がある。
- 唐津湾海岸においては、海岸侵食が進んでいることから、保全対策と適切な順応的管理が重要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある海岸保全施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 県内の漁港施設については、建設から30年以上が経過し老朽化しているものも多いことから、延命化などによる機能確保が必要である。
- 佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 激甚化した豪雨へ備えるために水田やクリーク、ため池等が持つ雨水貯留機能を活用した取組を一層推進することが必要である。特に、クリーク等の事前放流に当たっては、放流後、水不足により県民の生活や営農に支障を与えないような仕組みづくりが必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 県管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める必要がある。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む必要がある。
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 県内の港湾施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備され老朽化が進んでいるため、予防保全を基本に計画的な保全を行う必要がある。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として県民に広げ、県民一人一人の意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市町の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、県民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、県民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等においては、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等、また、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を進めることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物がある。
- 県営住宅については、昭和50年代以前に建設しているものが多く、老朽化が進んでいる。さらに、浸水や土砂災害が想定される場所に立地しているものもある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化により、全国各地で浸水被害が発生しており、県民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることが必要である。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 県管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める必要がある。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む必要がある。
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画

的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。

- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、県内でも山地災害が多発していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市町・県がそれぞれの役割に応じた県民協働による森林（もり）づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として県民に広げ、県民一人一人の意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等や消防防災ヘリコプターテレビシステムの受信局等の安定した運用を図る。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進める必要がある。
- あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、外国人住民とともに地域活動の活性化等を図っていくことが重要であり、多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要がある。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。

1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化が必要である。
- グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が県内に侵入し、まん延する可能性があるため、県民の健康を守る“健康危機管理”の観点に合った迅速かつ確な対応が求められており、普段から事前対応型の対策を推進する必要がある。
- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、特に麻しん、風しん、結核等の集団感染が懸念される感染症の発生に備えて、適宜、専門家等の助言を受け、総合的な対策の推進を図る必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 災害時における県民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 物資の備蓄は、飲料水や食料品等、消費期限のあるものも多いことから、管理に適切な配慮が求められるとともに、購入や保管のコストが必要になる。
- 大規模災害時には、備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保が困難になることが想定されることから、備蓄物資や調達物資の輸送手段を確保しておく必要がある。
- 近年、能登半島地震や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 災害時における高齢者施設や障害者施設等の機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を進めることが必要である。
- 県内の漁港施設については、建設から30年以上が経過し老朽化しているものも多いことから、延命化などによる機能確保が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 県管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める必要がある。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む必要がある。
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び空港、港湾、鉄道駅等の主要な物流拠点・観光地等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号といった広域幹線道路、それを補完する国道3号、国道34号からなる幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。

- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により県民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 九州佐賀国際空港においては、大規模災害時における防災機能や周辺空港の被災時における代替機能としての役割を果たすため、機能強化を図る必要がある。
- 唐津港、伊万里港には、緊急物資輸送の拠点としての役割があり、その機能向上を図る必要がある。
- 県内の港湾施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備され老朽化が進んでいるため、予防保全を基本に計画的な保全を行う必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 孤立集落での住民避難や救助活動にはヘリコプターの活用が有効であることから、航空防災体制の維持向上に取り組む必要がある。
- 近年、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化により、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が発生しており、県民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることが必要である。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 県内の漁港施設については、建設から30年以上が経過し老朽化しているものも多いため、延命化などによる機能確保が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 県管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める必要がある。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む必要がある。
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び空港、港湾、鉄道駅等の主要な物流拠点・観光地等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号といった広域幹線道路、それを補完する国道3号、国道34号からなる幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により県民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 九州佐賀国際空港においては、大規模災害時における防災機能や周辺空港の被災

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 災時における代替機能としての役割を果たすため、機能強化を図る必要がある。
- 県内の港湾施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備され老朽化が進んでいるため、予防保全を基本に計画的な保全を行う必要がある。

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害対応に当たっては、初動段階での状況把握が何より重要であり、県が自らの判断で情報収集を行うことができるヘリコプターを保有しておくことが必要である。
- 大規模災害時の他県・他機関からの応援ヘリコプターの効率的なオペレーションを実施するため、航空消防防災体制の維持・向上に取り組む必要がある。
- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等や消防防災ヘリコプターテレビシステムの受信局等の安定した運用を図る。
- 警察機関の機能不全は、救助活動や治安維持等の面で広範な影響が生じることから、大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 近年、能登半島地震や、熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 県管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める必要がある。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む必要がある。
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び空港、港湾、鉄道駅等の主要な物流拠点・観光地等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号といった広域幹線道路、それを補完する国道3号、国道34号からなる幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により県民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、救急活動に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

- 九州佐賀国際空港においては、大規模災害時における防災機能や周辺空港の被災時における代替機能としての役割を果たすため、機能強化を図る必要がある。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等においては、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等、また、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を進める必要がある。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておく必要がある。
- 近年、能登半島地震や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 県管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める必要がある。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む必要がある。
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び空港、港湾、鉄道駅等の主要な物流拠点・観光地等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号といった広域幹線道路、それを補完する国道3号、国道34号からなる幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により県民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 九州佐賀国際空港においては、大規模災害時における防災機能や周辺空港の被災時における代替機能としての役割を果たすため、機能強化を図る必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 大規模災害が発生した際、県や市町は、災害対応の主体として重要な役割を担

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

うことになると同時に、継続する必要性の高い多くの業務を抱えている一方、災害時には使うことができる資源（人、物、情報等）が大幅に制約を受けることが想定されることから、大規模災害時でも一定レベルの業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保しておくことが必要である。

- 大規模災害発生時における「災害時緊急対応業務実施マニュアル」（佐賀県版災害時BCP）による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、平時からの取組が必要である。
- 警察機関の機能不全は、救助活動や治安維持等の面で広範な影響が生じることから、大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、県民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 近年、能登半島地震や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。

3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断

- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等や消防防災ヘリコプターテレビシステムの受信局等の安定した運用を図る。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。

4 大規模自然災害発生後であっても、県民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」に加え、サプライチェーン維持の観点からも重要性が高いものであり、県内企業に対するBCP策定を促進する必要がある。
- 近年、能登半島地震や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 県内の漁港施設については、建設から30年以上が経過し老朽化しているものも多いことから、延命化などによる機能確保が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 県管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在

するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。

- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める必要がある。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む必要がある。
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び空港、港湾、鉄道駅等の主要な物流拠点・観光地等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号といった広域幹線道路、それを補完する国道3号、国道34号からなる幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 九州佐賀国際空港においては、大規模災害時における防災機能や周辺空港の被災時における代替機能としての役割を果たすため、機能強化を図る必要がある。
- 唐津港、伊万里港には、緊急物資輸送の拠点としての役割があり、その機能向上を図る必要がある。
- 県内の港湾施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備され老朽化が進んでいるため、予防保全を基本に計画的な保全を行う必要がある。

4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- 災害時に電力の供給途絶が長期に及べば、防災関係機関等の応急対策に支障が生じることから、各施設が自家発電装置により業務を継続できるよう、燃料の優先供給を確保する体制を整備する必要がある。
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶すれば、避難住民の生活に深刻な影響が及ぶことから、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーとして、LPガス及びその消費装置の調達体制を整備しておく必要がある。
- 災害時にエネルギーの供給途絶が長期に及べば、県民生活や企業等の経済活動に多大な影響が生じる。
- 近年、能登半島地震や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 県管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める必要がある。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む必要がある。
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

り組む必要がある。

- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び空港、港湾、鉄道駅等の主要な物流拠点・観光地等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号といった広域幹線道路、それを補完する国道3号、国道34号からなる幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断等により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 県内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。

4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や生活排水処理施設の機能停止

- 筑後川水系では、10年に一度の渇水に対応する用水の確保が遅れており、数年に一度の渇水は、河川環境の保全や用水の取水等に支障を来している。
- 確保された水資源を安定して確実に上水や農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 生活排水処理については、さらに整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、市町の実情に応じて下水道、農業・漁業集落排水施設や浄化槽の維持管理、事業運営などが適正に継続できるよう市町の取組を支援する。
- 県内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 近年、能登半島地震や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 県内の漁港施設については、建設から30年以上が経過し老朽化しているものも多いことから、延命化などによる機能確保が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたることから、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 県管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める必要がある。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む必要がある。
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内

都市間や隣県都市及び空港、港湾、鉄道駅等の主要な物流拠点・観光地等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号といった広域幹線道路、それを補完する国道3号、国道34号からなる幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。

- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により県民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 九州佐賀国際空港においては、大規模災害時における防災機能や周辺空港の被災時における代替機能としての役割を果たすため、機能強化を図る必要がある。
- 唐津港、伊万里港には、緊急物資輸送の拠点としての役割があり、その機能向上を図る必要がある。
- 県内の港湾施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備され老朽化が進んでいるため、予防保全を基本に計画的な保全を行う必要がある。

4-5 市街地での大規模火災の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市町の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、県民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、県民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。

4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 今後、老朽化により機能低下のおそれがあるダムや排水機場等の河川管理施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地に被害が及ぶため早急な整備が必要である。

4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害、食料などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 佐賀平野では、地盤沈下により農地や農業用施設の機能が低下し、安定した農業生産に支障が生じている。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、県内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市町・県がそれぞれの役割に応じた県民協働による森林（もり）づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として県民に広げ、県民一人一人の意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。
- 大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸（がれき）等の災害廃棄物の大量発生が想定されるため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。
- 被災後、災害復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要であるが、一部市街地など調査未実施の地域もまだ存在することから、調査の推進を図る必要がある。

5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、県民一人ひとりの自主防犯

意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。

- 「共助」の基盤となる地域コミュニティの維持が必要である。
- 地域における自発的かつ主体的な取組は、これまでも行われてきたところであるが、今後更に自発の地域づくりを強力に推進するうえでは、地域の実情・実態に沿った支援を市町と連携して行っていく必要がある。
- 離島や過疎地域等の特定条件不利地域では、行政サービスの格差を是正する必要がある。
- 人口減少社会を迎え、本県の人口は全国平均を上回るペースで減少しており、このままでは地域の活力低下が懸念される。

5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり県土の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 近年、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化により、全国各地で浸水被害が発生しており、県民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進める必要がある。
- 河川整備にあたっては、景観や自然環境の保全を考慮して進める必要がある。
- 県民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川整備を行う必要がある。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがあるダムや排水機場等の河川管理施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 佐賀県沿岸の低平地においては高潮や津波等の被害を受けやすいことから、県民の生命財産を守るため、海岸堤防の早期整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった高潮災害防止対策を進める必要がある。
- 唐津湾海岸においては、海岸侵食が進んでいることから、保全対策と適切な順応的管理が重要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある海岸保全施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 県内の漁港施設については、建設から30年以上が経過し老朽化しているものも多いことから、延命化などによる機能確保が必要である。
- 佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 激甚化した豪雨へ備えるために水田やクリーク、ため池等が持つ雨水貯留機能を活用した取組を一層推進することが必要である。特に、クリーク等の事前放流に当たっては、放流後、水不足により県民の生活や営農に支障を与えないような仕組みづくりが必要である。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 県内の港湾施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備され老朽化が進んでいるため、予防保全を基本に計画的な保全を行う必要がある。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として県民に広げ、県民一人一人の意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

A) 行政機能・情報手段・組織

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市町の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、県民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、県民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 県民の生命財産を守るため、行政のみならず、県民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていくことが必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等や消防防災ヘリコプターテレビシステムの受信局等の安定した運用を図る。
- 災害時の初動段階から消防防災ヘリコプターを迅速な事態把握のための情報収集等に十分に活用する必要がある。
- 大規模災害時の他県・他機関からの応援ヘリコプターの効率的なオペレーションを実施するため、航空消防防災体制の維持・向上に取り組む必要がある。
- 孤立集落における住民避難や救助活動にはヘリコプターの活用が有効であることから、航空防災体制の維持・向上に取り組む必要がある。
- 大規模災害が発生した際、県や市町は、災害対応の主体として重要な役割を担うことになると同時に、継続する必要性の高い多くの業務を抱えている一方、災害時には使うことができる資源（人、物、情報等）が大幅に制約を受けることが想定されることから、大規模災害時でも一定レベルの業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保しておくことが必要である。
- 大規模災害発生時における「災害時緊急対応業務実施マニュアル」（佐賀県版災害時BCP）による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、平時からの取組が必要である。
- 災害時に電力の供給途絶が長期に及べば、防災関係機関等の応急対策に支障が生じることから、各施設が自家発電装置により活動が継続できるよう、燃料の優先供給を確保する体制を整備する必要がある。
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶すれば、避難住民の生活に深刻な影響が及ぶことから、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーとして、LPガス及びその消費装置の調達体制を整備しておく必要がある。
- 大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、行政機関で災害対策に従事する職員等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。
- 警察機関の機能不全は、救助活動や治安維持等の面で広範な影響が生じることから、大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、県民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。

B) 生活・環境・文教

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市町の発令する避難指示に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、県民の防災意識が非常に低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、県民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、県民一人ひとりの自主防犯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として県民に広げ、県民一人一人の意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

C) 保健医療・福祉

- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化が必要である。
- 災害時における県民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等においては、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等、また、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を進めることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が県内に侵入し、まん延する可能性があるため、県民の健康を守る“健康危機管理”の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められており、普段から事前対応型の対策を推進する必要がある。

- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、特に麻しん、風しん、結核等の集団感染が懸念される感染症の発生に備えて、適宜、専門家等の助言を受け、総合的な対策の推進を図る必要がある。
- 確保された水資源を安定して確実に上水に利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。

D) 経済・産業

- 災害時における県民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 物資の備蓄は、飲料水や食料品等、消費期限のあるものも多いことから、管理に適切な配慮が求められるとともに、購入や保管のコストが必要になる。
- 大規模災害時には、備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保が困難になることが想定されることから、輸送手段を確保しておく必要がある。
- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」に加え、サプライチェーン維持の観点からも重要性が高いものであり、県内企業に対するBCP策定を促進する必要がある。
- 災害時にエネルギーの供給途絶が長期に及べば、県民生活や企業等の経済活動に多大な影響が生じる。
- あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、外国人住民とともに地域活動の活性化等を図っていくことが重要となっており、多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要がある。
- 「共助」の基盤となる地域コミュニティの維持が必要である。
- 地域における自発的かつ主体的な取組は、これまでも行われてきたところであるが、今後更に自発の地域づくりを強力に推進するうえでは、地域の実情・実態に沿った支援を市町と連携して行っていく必要がある。
- 離島や過疎地域等の特定条件不利地域では、行政サービスの格差を是正する必要がある。
- 人口減少社会を迎え、本県の人口は全国平均を上回るペースで減少しており、このままでは地域の活力低下が懸念される。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害、食料などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、県内でも山地災害が多発していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林の管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市町・県がそれぞれの役割に応じた県民協働による森林（もり）づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川・海においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として県民に広げ、県民一人一人の意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた県民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

E) 県土整備・交通

- 近年、能登半島地震や熊本地震、大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 県民に最も身近な住宅については、佐賀県は全国に比べ耐震化が遅れている。
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物がある。
- 県営住宅については、昭和50年代以前に建設しているものが多く、老朽化が進んでいる。さらに、浸水や土砂災害が想定される場所に立地しているものもある。
- 大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸(がれき)等の災害廃棄物の大量発生が想定されたため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 近年、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化により、全国各地で浸水被害が発生しており、県民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進める必要がある。
- 河川整備にあたっては、景観や自然環境の保全を考慮して進める必要がある。
- 県民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川整備を行う必要がある。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがあるダムや排水機場等の河川管理施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 県民の生命財産を守るため、行政のみならず、県民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていく必要がある。
- 近年、気候変動による豪雨の激甚化・頻発化により、全国各地で発生しており、県民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進める必要がある。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行う必要がある。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 佐賀県沿岸の低平地においては高潮や津波等の被害を受けやすいことから、県民の生命財産を守るため、海岸堤防の早期整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった高潮災害防止対策を進める必要がある。
- 唐津湾海岸においては、海岸侵食が進んでいることから、保全対策と適切な順応的管理が重要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある海岸保全施設については、延命化と機能確保が必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。

- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進める必要がある。
- 県内の漁港施設については、建設から30年以上が経過し、老朽化しているものも多いことから、延命化などによる機能確保が必要である。
- 佐賀平野において国営及び県営事業で土水路として整備されたクリークは、経年変化により法面崩壊が進行し排水機能が低下したことから、周辺農地等の浸水被害が増加するとともに、隣接する農地の営農や道路の安全通行に支障が生じているため計画的な護岸整備が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 佐賀平野では、地盤沈下により農地や農業用施設の機能が低下し、安定した農業生産に支障が生じている。
- 激甚化した豪雨へ備えるために水田やクリーク、ため池等が持つ雨水貯留機能を活用した取組を一層推進することが必要である。特に、クリーク等の事前放流に当たっては、放流後、水不足により県民の生活や営農に支障を与えないような仕組みづくりが必要である。
- 筑後川水系では、10年に一度の渇水に対応する用水の確保が遅れており、数年に一度の渇水時には、河川環境の保全や用水の取水等に支障を来している。
- 確保された水資源を安定して確実に農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 生活排水処理については、さらに整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、市町の実情に応じて下水道、農業・漁業集落排水施設や浄化槽の維持管理、事業運営などが適正に継続できるよう市町の取組を支援する。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、県内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び市町・県がそれぞれの役割に応じた県民協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 県管理道路施設における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める必要がある。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む必要がある。
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む必要がある。
- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び空港、港湾、鉄道駅等の主要な物流拠点・観光地等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号といった広域幹線道路、それを補完する国道3号、国道34号からなる幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により県民の尊い命

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

を守る佐賀県医療センター好生館へのアクセスの強化などを図る必要がある。

- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設は、災害時における住民の避難地や避難路、火災の延焼防止、防災活動の拠点地など重要な役割を担うため、引き続き計画的な整備等が必要である。
- 電柱の倒壊による道路閉塞や電線の切断により、避難や救急活動、物資輸送に支障が生じるとともに、電力・通信サービスの安定供給も妨げられることが予想される。
- 県内での、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、把握できていない。
- 九州佐賀国際空港においては、大規模災害時における防災機能や周辺空港の被災時における代替機能としての役割を果たすため、機能強化を図る必要がある。
- 唐津港、伊万里港には、緊急物資輸送の拠点としての役割があり、その機能向上を図る必要がある。
- 県内の港湾施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備され老朽化が進んでいるため、予防保全を基本に計画的な保全を行う必要がある。
- 被災後、災害復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要であるが、一部市街地など調査未実施の地域もまだ存在することから、調査の推進を図る必要がある。
- 大規模災害発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。 【危機管理防災課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、県民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【危機管理防災課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に各市町と連携、協力して取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る各市町の取組を支援する。 【危機管理防災課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。 【学校教育課生徒支援室】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などを支援する。 【社会福祉課】
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等において、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等を促進するとともに、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を促進する。 【長寿社会課、障害福祉課】
- 災害時医療従事者の養成・研修等を実施し、災害時の対応力を高める。 【医務課】
- 災害時緊急医薬品等を計画的に備蓄し、国、九州各県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。 【薬務課】
- 県と市町とが連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を推進する。 【建築住宅課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。 【建築住宅課】
- 県と市町が連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震化に必要な支援を併せて実施することにより、住宅の耐震化を促進する。 【建築住宅課】
- 老朽化の著しい県営住宅については、佐賀県公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。 【建築住宅課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【道路課】
- 学校関係者や警察、道路管理者などで実施した通学路の合同点検における要対策箇所を重点的に整備する。 【道路課】
- 渋滞の緩和や道路利用者の利便性向上を図るため、日常生活に密接なつながりを持つ県管理道路の整備を推進する。 【道路課】
- 県管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。 【道路課】
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める必要がある。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む。 【道路課】
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

的な維持管理を行う必要がある。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む。【道路課】

- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む。【道路課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な整備等に取り組む。【まちづくり課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。【まちづくり課、道路課】
- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、市町と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。【まちづくり課】

1-2 洪水や高潮、津波に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。【危機管理防災課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、県民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。【危機管理防災課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に各市町と連携、協力して取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る各市町の取組を支援する。【危機管理防災課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。【学校教育課生徒支援室】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などを支援する。【社会福祉課】
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等において、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等を促進するとともに、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を促進する。【長寿社会課、障害福祉課】
- 災害時医療従事者の養成・研修等を実施し、災害時の対応力を高める。【医務課】
- 災害時緊急医薬品等を計画的に備蓄し、国、九州各県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。【薬務課】
- 老朽化の著しい県営住宅については、佐賀県公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。【建築住宅課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。【環境課、関係各課・室】
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報を提供する。【河川砂防課】
- 河川が氾濫した場合の地域への影響が大きい河川や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川整備を進めていくとともに、河川の適切な維持管理を行う。【河川砂防課】
- ダムや排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。【河川砂防課】
- 県民の河川に関わる機会の創出などにより、県民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。【河川砂防課】
- 高潮対策等の海岸堤防の整備を進めていくとともに、整備した施設の適切な維

- 持管理を行う。 【河川砂防課、農山村課、水産課、港湾課】
- 唐津湾海岸については、学識者からの提言を踏まえた海岸侵食対策と適切な順応的管理を進める。 【河川砂防課、水産課、港湾課】
 - 海岸保全施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。 【河川砂防課、農山村課、水産課、港湾課】
 - 県内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。 【水産課】
 - 防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を進める。 【水産課】
 - 関係市町や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備を推進する。 【農山村課、農地整備課】
 - 関係市町や土地改良区などと協力して、危険なため池に対する整備を推進する。 【農山村課】
 - 防災重点農業用ため池については関係市町がハザードマップの作成を進めており、県は市町と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。 【農山村課】
 - 関係市町や土地改良区、農家などと連携して、田んぼダム及びクリークや農業用ダム、ため池の事前放流の取組を推進する。 【農山村課、農地整備課】
 - 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【道路課】
 - 学校関係者や警察、道路管理者などで実施した通学路の合同点検における要対策箇所を重点的に整備する。 【道路課】
 - 渋滞の緩和や道路利用者の利便性向上を図るため、日常生活に密接なつながりを持つ県管理道路の整備を推進する。 【道路課】
 - 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む。 【道路課】
 - 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む。 【道路課】
 - 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む。 【道路課】
 - 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な整備等に取り組む。 【まちづくり課】
 - 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。 【まちづくり課、道路課】
 - 県内の港湾施設については、予防保全を基本に計画的な保全を行い、臨港道路の整備や航路・泊地の増深等、港湾施設の機能強化に取り組む。 【港湾課】
 - 佐賀の豊かな森・川・海を守り未来に継承するため、森・川・海の間を再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。 【農林水産部、県民環境部、県土整備部】
 - 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にしている行動に結び付けるなどの持続的な県民活動へ発展させる。 【農林水産部、県民環境部、県土整備部】
 - 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への県民理解を促し、県民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。 【農林水産部、県民環境部、県土整備部】

1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。【危機管理防災課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、県民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。【危機管理防災課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に各市町と連携、協力して取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る各市町の取組を支援する。【危機管理防災課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。【学校教育課生徒支援室】
- 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用、個別計画の充実などを支援する。【社会福祉課】
- 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等において、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等を促進するとともに、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を促進する。【長寿社会課、障害福祉課】
- 災害時医療従事者の養成・研修等を実施し、災害時の対応力を高める。【医務課】
- 災害時緊急医薬品等を計画的に備蓄し、国、九州各県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。【薬務課】
- 土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物について、エリア外への移転を促進する。【建築住宅課】
- 老朽化の著しい県営住宅については、佐賀県公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。【建築住宅課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。【環境課、関係各課・室】
- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適切な維持管理を行う。【河川砂防課、農山村課】
- 土砂災害防止施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。【河川砂防課】
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に土砂災害情報を提供する。【河川砂防課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【道路課】
- 学校関係者や警察、道路管理者などで実施した通学路の合同点検における要対策箇所を重点的に整備する。【道路課】
- 渋滞の緩和や道路利用者の利便性向上を図るため、日常生活に密接なつながりを持つ県管理道路の整備を推進する。【道路課】
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む。【道路課】
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む。【道路課】

- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む。 【道路課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な整備等に取り組む。 【まちづくり課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。 【まちづくり課、道路課】
- 森林所有者による森林整備を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。 【森林整備課、林業課】
- 効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的な維持管理に取り組む。また、荒廃した山地については、治山事業により復旧・整備を早期に進めるとともに、災害の未然防止対策を進める。 【森林整備課】
- 県民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海とのつながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、市町や関係団体、CSO との連携を強化して県民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。 【森林整備課、林業課】
- 佐賀の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海とのつながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。 【農林水産部、県民環境部、県土整備部】
- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にする行動に結び付けるなどの持続的な県民活動へ発展させる。 【農林水産部、県民環境部、県土整備部】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への県民理解を促し、県民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。 【農林水産部、県民環境部、県土整備部】

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- 災害時における情報通信機器の処理能力や回線容量を増加させ、主要回線が途絶した場合でも、迂回して安定した通信が図れるよう回線のループ化や非常用電源等の整備を行ったことから、安定した情報収集及び共有を図り、県、市町、防災関係機関相互の迅速な災害時オペレーションの向上に取り組む。 【危機管理防災課】
- 信号機への電源付加装置の整備等の信号機滅灯対策を推進する。【交通規制課】
- 災害時においても道路交通情報の迅速な収集と提供が行えるよう、各施設の充実、耐災害性の向上、管理体制の整備を進める。 【交通規制課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。 【学校教育課生徒支援室】
- 市町等と連携し、防災や外国人相談などの多文化共生分野のボランティアの育成などを推進する。 【国際課】
- 住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を提供する。 【河川砂防課】
- 想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）を指定公表し、ハザードマップより広く住民等へ周知されるよう関係する市町への支援を進める。 【河川砂防課】
- 防災重点農業用ため池については関係市町がハザードマップの作成を進めており、県は市町と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めて

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

いく。

【農山漁村課】

1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。【危機管理防災課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、県民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。【危機管理防災課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に各市町と連携、協力して取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る各市町の取組を支援する。【危機管理防災課】
- 地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る各市町の取組を支援する。【危機管理防災課】
- 長期の避難生活を強いられる状況になった場合でも、できる限り避難生活の苛酷な状況を緩和できるよう、市町による避難所での居住性や安全性の確保の取組を支援する。また、市町において福祉避難所の充実が図られるよう努める。【社会福祉課】
- 感染症発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から感染症の発生状況等の把握に十分努めるとともに、疫学的視点を重視しつつ、関係者が適切に連携し対応できる体制を整備する。【健康福祉政策課】
- 結核、麻しん風しん等の特に集団感染が懸念される感染症の発生の予防及びまん延防止のため、情報の収集・分析、相談対応、人材の育成確保及び資質の向上など必要な対策の推進を図る。【健康福祉政策課】

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 信号機への電源付加装置の整備等の信号機滅灯対策を推進する。【交通規制課】
- 災害時においても道路交通情報の迅速な収集と提供が行えるよう、各施設の充実、耐災害性の向上、管理体制の整備を進める。【交通規制課】
- 災害時における高齢者施設や障害者施設等の機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を促進する。【長寿社会課、障害福祉課】
- 災害時緊急医薬品等を計画的に備蓄し、国、九州各県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。【薬務課】
- 備蓄品の品目及び数量については、県と市町とで役割分担を明確にし、市町単独での保有が困難又は非効率であるアレルギー食品については、県において備蓄に努める。【危機管理防災課、社会福祉課、健康福祉政策課、農政企画課】
- 民間事業者等との災害時における物資の調達に関する協定締結を推進し、災害時における調達物資の品目及び調達先の多様化を図る。【危機管理防災課、産業政策課】
- 運輸事業者や関係団体等との災害時の応援協定等を促進し、災害時における備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保に努める。【産業政策課】
- 県と市町が連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。【建築住宅課】

- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。
【建築住宅課】
- 県内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。
【水産課】
- 防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を進める。
【水産課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。
【道路課】
- 学校関係者や警察、道路管理者などで実施した通学路の合同点検における要対策箇所を重点的に整備する。
【道路課】
- 渋滞の緩和や道路利用者の利便性向上を図るため、日常生活に密接なつながりを持つ県管理道路の整備を推進する。
【道路課】
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む。
【道路課】
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む。
【道路課】
- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む。
【道路課】
- 有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組む。
【道路課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、緊急性を考慮して整備を進める。
【道路課】
- 当県を横断する有明海沿岸道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」を、重点的に整備する。
【道路課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な整備等に取り組む。
【まちづくり課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。
【まちづくり課、道路課】
- 九州佐賀国際空港においては、滑走路の2,500mへの延長等、計画的に空港施設の機能強化に取り組む。
【空港課】
- 唐津港、伊万里港における緊急物資輸送の拠点としての機能向上のため、必要不可欠な整備等を推進して港勢拡大を図る。
【港湾課】
- 県内の港湾施設については、予防保全を基本に計画的に保全を行い、臨港道路の整備や航路・泊地の増深等、港湾施設の機能強化に取り組む。
【港湾課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 他県・他機関から飛来する応援ヘリコプターの効率的なオペレーションのため、航空消防防災体制の維持・向上に取り組む。
【危機管理防災課】
- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適切な維持管理を行う。
【河川砂防課】
- 土砂災害防止施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。
【河川砂防課】
- 県内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。 【水産課】
- 防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を進める。 【水産課】
 - 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【道路課】
 - 学校関係者や警察、道路管理者などで実施した通学路の合同点検における要対策箇所を重点的に整備する。 【道路課】
 - 渋滞の緩和や道路利用者の利便性向上を図るため、日常生活に密接なつながりを持つ県管理道路の整備を推進する。 【道路課】
 - 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む。 【道路課】
 - 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む。 【道路課】
 - 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む。 【道路課】
 - 有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組む。 【道路課】
 - 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、緊急性を考慮して整備を進める。 【道路課】
 - 当県を横断する有明海沿岸道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」を、重点的に整備する。 【道路課】
 - 九州佐賀国際空港においては、滑走路の2,500mへの延長等、計画的に空港施設の機能強化に取り組む。 【空港課】
 - 県内の港湾施設については、予防保全を基本に計画的な保全を行い、臨港道路の整備や航路・泊地の増深等、港湾施設の機能強化に取り組む。 【港湾課】

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。 【危機管理防災課】
- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、県民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【危機管理防災課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に各市町と連携、協力して取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る各市町の取組を支援する。 【危機管理防災課】
- 初動段階で上空からの情報収集により迅速に事態を把握するため、消防防災ヘリコプターを十分に活用する。 【危機管理防災課】
- 他県・他機関から飛来する応援ヘリコプターの効率的なオペレーションのため、航空消防防災体制の維持・向上に取り組む。 【危機管理防災課】
- 災害時における情報通信機器の処理能力や回線容量を増加させ、主要回線が途絶した場合でも、迂回して安定した通信が図れるよう回線のループ化や非常用電源等の整備を行ったことから、安定した情報収集及び共有を図り、県、市町、防災関係機関相互の迅速な災害時オペレーションの向上に取り組む。 【危機管理防災課】
- 「佐賀県警察大規模災害対応業務継続計画」に基づき、警察機関の業務継続体

制の構築を図る。	【警備第二課】
○ 信号機への電源付加装置の整備等の信号機滅灯対策を推進する。【交通規制課】	
○ 災害時においても道路交通情報の迅速な収集と提供が行えるよう、各施設の充実、耐災害性の向上、管理体制の整備を進める。【交通規制課】	
○ 災害時医療従事者の養成・研修等を実施し、災害時の対応力を高める。	【医務課】
○ 県と市町が連携しながら、耐震診断が義務化された「防災拠点建築物」、「沿道建築物」の耐震化を促進する。	【建築住宅課】
○ 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。	【建築住宅課】
○ 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。	【道路課】
○ 学校関係者や警察、道路管理者などで実施した通学路の合同点検における要対策箇所を重点的に整備する。	【道路課】
○ 渋滞の緩和や道路利用者の利便性向上を図るため、日常生活に密接なつながりを持つ県管理道路の整備を推進する。	【道路課】
○ 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む。	【道路課】
○ 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む。	【道路課】
○ 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む。	【道路課】
○ 有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組む。	【道路課】
○ 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、緊急性を考慮して整備を進める。	【道路課】
○ 当県を横断する有明海沿岸道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」を、重点的に整備する。	【道路課】
○ 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設については、引き続き計画的な整備等に取り組む。	【まちづくり課】
○ 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。	【まちづくり課、道路課】
○ 九州佐賀国際空港においては、滑走路の2,500mへの延長等、計画的に空港施設の機能強化に取り組む。	【空港課】

2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- 信号機への電源付加装置の整備等の信号機滅灯対策を推進する。【交通規制課】
 - 災害時においても道路交通情報の迅速な収集と提供が行えるよう、各施設の充実、耐災害性の向上、管理体制の整備を進める。【交通規制課】
 - 自力での避難が困難な方が多く入所する高齢者施設や障害者施設等において、利用者の安全・安心の確保のための耐震化や水害対策等の改修等を促進するとともに、災害時においても施設機能を維持するため、非常用自家発電設備や貯水槽等、災害対策のための整備を促進する。【長寿社会課、障害福祉課】
 - 災害時医療従事者の養成・研修等を実施し、災害時の対応力を高める。
- 【医務課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 災害時緊急医薬品等を備蓄し、国、九州各県、関係団体と協力して緊急時の円滑な医薬品等の供給を図る。【薬務課】
- 県と市町が連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。【建築住宅課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。【建築住宅課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【道路課】
- 学校関係者や警察、道路管理者などで実施した通学路の合同点検における要対策箇所を重点的に整備する。【道路課】
- 渋滞の緩和や道路利用者の利便性向上を図るため、日常生活に密接なつながりを持つ県管理道路の整備を推進する。【道路課】
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む。【道路課】
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む。【道路課】
- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む。【道路課】
- 有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組む。【道路課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、緊急性を考慮して整備を進める。【道路課】
- 当県を横断する有明海沿岸道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」を、重点的に整備する。【道路課】
- 九州佐賀国際空港においては、滑走路の2,500mへの延長等、計画的に空港施設の機能強化に取り組む。【空港課】

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。【危機管理防災課】
- 大規模災害の発生時において、迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、「佐賀県版災害時BCP」（災害時緊急対応業務実施マニュアル）の不断の見直しや研修等を通じた職員への浸透を図るとともに、県内市町の業務継続計画（BCP）の策定促進を図る。【危機管理防災課】
- 大規模災害発生時における「佐賀県版災害時BCP」による初動業務等の実施を担保するため、使うことができる人的資源（職員）や拠点施設（庁舎機能）のインフラ等への影響が極力抑制されるよう、県庁の災害耐性を高める対策を推進する。【人事課、資産活用課】
- 「佐賀県警察大規模災害対応業務継続計画」に基づき、警察機関の業務継続体制の構築を図る。【警備第二課】

- 信号機への電源付加装置の整備等の信号機滅灯対策を推進する。【交通規制課】
- 災害時においても道路交通情報の迅速な収集と提供が行えるよう、各施設の充実、耐災害性の向上、管理体制の整備を進める。【交通規制課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、県民総ぐるみによる自主的な防災活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組む。【くらしの安全安心課、生活安全企画課、広報広聴課、県民協働課、関係各課・室】
- 県と市町が連携しながら、耐震診断が義務化された「防災拠点建築物」の耐震化を促進する。【建築住宅課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。【建築住宅課】

3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断

- 災害時における情報通信機器の処理能力や回線容量を増加させ、主要回線が途絶した場合でも、迂回して安定した通信が図れるよう回線のループ化や非常用電源等の整備を行ったことから、安定した情報収集及び共有を図り、県、市町、防災関係機関相互の迅速な災害時オペレーションの向上に取り組む。【危機管理防災課】
- 信号機への電源付加装置の整備等の信号機滅灯対策を推進する。【交通規制課】
- 災害時においても道路交通情報の迅速な収集と提供が行えるよう、各施設の充実、耐災害性の向上、管理体制の整備を進める。【交通規制課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【道路課】
- 学校関係者や警察、道路管理者などで実施した通学路の合同点検における要対策箇所を重点的に整備する。【道路課】
- 渋滞の緩和や道路利用者の利便性向上を図るため、日常生活に密接なつながりを持つ県管理道路の整備を推進する。【道路課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。【まちづくり課、道路課】

4 大規模自然災害発生後であっても、県民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

- 信号機の電源付加装置の整備等の信号機滅灯対策を推進する。【交通規制課】
- 災害時においても道路交通情報の迅速な収集と提供が行えるよう、各施設の充実、耐災害性の向上、管理体制の整備を進める。【交通規制課】
- 災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」とともに、サプライチェーン維持のため、県内企業のBCP策定の支援に取り組む。【産業政策課】
- 県と市町が連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。【建築住宅課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。【建築住宅課】
- 県内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。【水産課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を進める。【水産課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【道路課】
- 学校関係者や警察、道路管理者などで実施した通学路の合同点検における要対策箇所を重点的に整備する。【道路課】
- 渋滞の緩和や道路利用者の利便性向上を図るため、日常生活に密接なつながりを持つ県管理道路の整備を推進する。【道路課】
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む。【道路課】
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む。【道路課】
- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む。【道路課】
- 有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組む。【道路課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、緊急性を考慮して整備を進める。【道路課】
- 当県を横断する有明海沿岸道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」を、重点的に整備する。【道路課】
- 九州佐賀国際空港においては、滑走路の2,500mへの延長等、計画的に空港施設の機能強化に取り組む。【空港課】
- 唐津港、伊万里港における緊急物資輸送の拠点としての機能向上のため、必要不可欠な整備等を推進して港勢拡大を図る。【港湾課】
- 県内の港湾施設については、予防保全を基本に計画的な保全を行い、臨港道路の整備や航路・泊地の増深等、港湾施設の機能強化に取り組む。【港湾課】

4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- 災害時に電力の供給途絶が長期に及んでも、各防災関係機関や各施設等において自家発電装置により業務を継続できるよう、石油元売業者の団体との重要施設の情報共有や、県内の石油の小売事業者の団体や中核給油所・小口配送拠点等との協力により、燃料の優先供給を受けられる体制の整備を図る。【危機管理防災課】
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶しても、避難住民の生活に深刻な影響が及ばないように、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーであるLPガスについて、LPガスの供給事業者の団体や中核充てん所等との協力により、消費装置も含めた調達体制の整備を図る。【危機管理防災課】
- 再生可能エネルギーを中心とした社会の実現に向けた取組や、非常時に電源として活用可能な燃料電池自動車の導入を推奨することで、長期にわたるエネルギー供給の停止リスクに備える。【産業グリーン化推進グループ】
- 信号機への電源付加装置の整備等の信号機滅灯対策を推進する。【交通規制課】
- 災害時においても道路交通情報の迅速な収集と提供が行えるよう、各施設の実、耐災害性の向上、管理体制の整備を進める。【交通規制課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。【建築住宅課】

- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【道路課】
- 学校関係者や警察、道路管理者などで実施した通学路の合同点検における要対策箇所を重点的に整備する。 【道路課】
- 渋滞の緩和や道路利用者の利便性向上を図るため、日常生活に密接なつながりを持つ県管理道路の整備を推進する。 【道路課】
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む。 【道路課】
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む。 【道路課】
- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む。 【道路課】
- 幹線道路の中でも有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組む。 【道路課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。 【道路課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。 【まちづくり課、道路課】
- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、市町と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。 【まちづくり課】

4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や生活排水処理施設の機能停止

- 上水道施設の耐震化計画策定を推進する。 【生活衛生課】
- 渇水時には、渇水調整会議を開催し、関係者と水利用調整を図る。
【城原川ダム等対策室】
- 関係機関との調整を十分に行い、ダム等の水資源開発による水源確保を図る。
【城原川ダム等対策室】
- ダム施設の更新・修繕を行い、適切な管理運用を推進する。
【城原川ダム等対策室】
- 農業用水の配水施設の整備により、用水の安定的供給を図る。 【農地整備課】
- 生活排水処理については、人口減少や厳しい財政事情等の社会情勢を踏まえ、集合処理区域から個別処理区域へ適切に見直すよう市町に働きかけるとともに、生活排水処理の最適化に向けて、取組を行う市町を支援する。 【下水道課】
- 下水道等の施設については、適切な維持管理が図られるように、各市町でストックマネジメント計画を策定し、計画的な取組を促進する。 【下水道課】
- 生活排水処理における各市町の良い事業運営を継続するため、本事業の広域化・共同化の取組を推進する。 【下水道課】
- 大規模地震時における宅地被害を防ぐため、市町と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。 【まちづくり課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 信号機への電源付加装置の整備等の信号機滅灯対策を推進する。【交通規制課】
- 災害時においても道路交通情報の迅速な収集と提供が行えるよう、各施設の充実、耐災害性の向上、管理体制の整備を進める。【交通規制課】
- 県と市町が連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。【建築住宅課】
- 住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。【建築住宅課】
- 県内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。【水産課】
- 防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を進める。【水産課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【道路課】
- 学校関係者や警察、道路管理者などで実施した通学路の合同点検における要対策箇所を重点的に整備する。【道路課】
- 渋滞の緩和や道路利用者の利便性向上を図るため、日常生活に密接なつながりを持つ県管理道路の整備を推進する。【道路課】
- 長大法面や高盛土といった特定道路土工構造物については、施設点検結果を踏まえ要対策箇所の防災対策を進める。特に、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路の対策について優先的に取り組む。【道路課】
- 橋梁やトンネル、大型の道路付属物については、長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を行う。また、地震による落橋を防止するため橋梁の耐震化に取り組む。【道路課】
- 路面空洞化への対策として、緊急輸送路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などを優先的に調査し、適切に処置することで陥没事故の未然防止に取り組む。【道路課】
- 有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組む。【道路課】
- 広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、緊急性を考慮して整備を進める。【道路課】
- 当県を横断する有明海沿岸道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」を、重点的に整備する。【道路課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設について、引き続き計画的な整備等に取り組む。【まちづくり課】
- 道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。【まちづくり課、道路課】
- 九州佐賀国際空港においては、滑走路の2,500mへの延長等、計画的に空港施設の機能強化に取り組む。【空港課】
- 唐津港、伊万里港における緊急物資輸送の拠点としての機能向上のため、必要不可欠な整備等を推進して港勢拡大を図る。【港湾課】
- 県内の港湾施設については、予防保全を基本に計画的な保全を行い、臨港道路の整備や航路・泊地の増深等、港湾施設の機能強化に取り組む。【港湾課】

4-5 市街地での大規模火災の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。【危機管理防災課】

- 災害に対する日頃の備えや災害時における適切な避難行動等につながるよう、防災に係る啓発を強化するとともに、危機事象発生時の対処訓練を充実させ、県民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。【危機管理防災課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に各市町と連携、協力して取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る各市町の取組を支援する。【危機管理防災課】
- 市街地等における公園緑地や街路等の都市施設について、引き続き計画的な整備等に取り組む。【まちづくり課】

4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ダムや排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。【河川砂防課】
- 関係市町や土地改良区などと協力して、危険なため池に対する整備を推進する。【農山村課】

4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。【環境課、関係所属】
- 関係市町や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸工事や危険なため池に対する整備を推進する。【農山村課、農地整備課】
- 佐賀平野において、用排水路等の農業用施設の機能復旧等、地盤沈下対策工事を推進し、農地の保全を図る。【農山村課】
- 森林所有者による森林整備を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。【森林整備課、林業課】
- 効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的な維持管理に取り組む。また、荒廃した山地については、治山事業により復旧・整備を早期に進めるとともに、災害の未然防止対策を進める。【森林整備課、農山村課】
- 県民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海のつながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、市町や関係団体、CSOとの連携を強化して県民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。【森林整備課、林業課】
- 佐賀の豊かな森・川・海の自然を守り未来に継承するため、森・川・海のつながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。【農林水産部、県民環境部、県土整備部】
- 森・川・海に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にする行動に結び付けるなどの持続的な県民活動へ発展させる。【農林水産部、県民環境部、県土整備部】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への県民理解を促し、県民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。【農林水産部、県民環境部、県土整備部】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。
【循環型社会推進課】
- 建築物の耐震化促進により、大規模な地震発生時でも倒壊する建築物を減らし、災害廃棄物の発生抑制にもつなげる。
【建築住宅課】
- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、引き続き地籍調査の促進を図る。
【土地利活用課】

5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。
【危機管理防災課、関係各課・室】
- 建築物応急危険度判定士、砂防ボランティア、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士の育成を図り、あらかじめ登録しておく。
【建築住宅課、河川砂防課、まちづくり課】

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図る。
【危機管理防災課】
- 地域の防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の団員確保に各市町と連携、協力して取り組むとともに、自主防災組織の育成及び活動の活発化を図る各市町の取組を支援する。
【危機管理防災課】
- 災害時に治安を維持していくため、平時から、県民総ぐるみによる自主的な防犯活動の拡大や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の防止に取り組む。
【くらしの安全安心課、生活安全企画課、広報広聴課、県民協働課、関係各課・室】
- 自発の地域づくりを推進し地域コミュニティの維持を図る。
【さが創生推進課】
- 自発的な地域づくりの取組に対して、課題の発見（意識共有）から事業化（アイデア・ノウハウの習得、人的資源の確保、財政支援）まで、地域の熟度に応じた支援を市町と連携して行っていく。
【さが創生推進課】
- 地域の特性等に応じて、様々な形での市町間の連携の推進を支援していく。
【さが創生推進課】
- 離島や過疎地域等の特定条件不利地域については、特定地域振興のための法令等に基づき市町を支援し、地域間での行政サービスの格差是正を進める。
【さが創生推進課】
- 県外の方に本県の魅力を知っていただき、移り住んでもらうための、きめ細かな支援体制を整備する。
【さが創生推進課】

5-4 広大な低平地において、大規模かつ長期にわたる浸水被害が発生し、後年度にわたり県土の脆弱性が高まるとともに、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。【環境課、関係各課・室】
- 河川が氾濫した場合の地域への影響が大きい河川や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川整備を進めていくとともに、河川の適切な維持管理を行う。【河川砂防課】
- ダムや排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。【河川砂防課】
- 高潮対策等の海岸堤防の整備を進めていくとともに、整備した施設の適切な維持管理を行う。【河川砂防課、農山村課、水産課、港湾課】
- 唐津湾海岸については、学識者からの提言を踏まえた海岸侵食対策と適切な順応的管理を進める。【河川砂防課、水産課、港湾課】
- 海岸保全施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。【河川砂防課、農山村課、水産課、港湾課】
- 県内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。【水産課】
- 防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を進める。【水産課】
- 関係市町や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備や危険なため池に対する整備を推進する。【農山村課、農地整備課】
- 関係市町や土地改良区、農家などと連携して、田んぼダム及びクリークや農業用ダム、ため池の事前放流の取組を推進する。【農山村課、農地整備課】
- 県内の港湾施設については、予防保全を基本に計画的な保全を行い、臨港道路の整備や航路・泊地の増深等、港湾施設の機能強化に取り組む。【港湾課】
- 佐賀の豊かな森・川・海を守り未来に継承するため、森・川・海のつながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。【農林水産部、県民環境部、県土整備部】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への県民理解を促し、県民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。【農林水産部、県民環境部、県土整備部】

【別紙4】重要業績指標

【別紙4】重要業績指標

指標	単位	現状 (22年)	23年	24年	25年	26年	対応する リスクシナリオ
「日ごろから地震や台風など災害への備えをしている」県民の割合	%	63.0	65.0	前年度より 増加	前年度より 増加	前年度より 増加	1-1、1-2、1-3、2-3、4-5
人口千人あたりの消防団員数	都道府県単位	第1位	第1位	第1位	第1位	第1位	1-1、1-2、1-3、2-3、4-5、5-3
無線通信回線の伝送容量増大及び無線中継所の耐災性の強化	防災無線設備	—	更新工事	運用開始	—	—	1-4、2-2、2-3
避難行動要支援者の個別計画策定完了市町数	市町	13	14	16	20	20	1-1、1-2、1-3
災害医療従事者研修等受講者数	人 ()内は累積	25 (600)	25 (625)	25 (650)	25 (675)	25 (700)	1-1、1-2、1-3、2-3、2-4
災害時緊急医薬品等の備蓄計画に対する達成割合	%	100	100	100	100	100	1-1、1-2、1-3 2-1、2-4
防災拠点建築物の耐震化が完了した市町の数	市町	16	17	18	19	20	1-1、2-3、2-4、3-1、
住まいの安全対策に関する普及啓発件数	件	986	1,000	1,000	1,000	1,000	1-1
河川の整備延長	km	527.8	529.3	530.8	532.3	533.8	1-2、4-6、5-4
海岸堤防の整備率	% (km)	93.8 (78.6)	93.9 (78.7)	94.3 (79.1)	94.9 (79.6)	95.5 (80.1)	1-2、5-4

【別紙4】重要業績指標

指標	単位	現状 (22年)	23年	24年	25年	26年	対応する リスクシナリオ
土砂災害防止施設の整備状況	箇所 (%)	994 (27.5)	998 (27.6)	1,001 (27.7)	1,005 (27.8)	1,011 (28.0)	1-3、2-2
土砂災害に関する防災訓練等を定期的に実施することを定め、訓練を実施した市町数	市町	5	7	10	15	20	1-3
クリーク、ため池の整備により保全される農地面積	ha (%)	29,106 (80)	29,600 (82)	29,900 (83)	30,300 (84)	30,600 (85)	1-2、4-6、 4-7、5-4
地すべり対策により保全される農地面積	ha	-	0	0	27	64	1-2、4-7、5-4
ため池ハザードマップ作成箇所数（累計）	箇所 (%)	968 (69)	1,093 (78)	1,287 (91)	1,407 (100)	1,407 (100)	1-2、1-4
クリークや農業用ダム、ため池の事前放流及び田んぼダムの取組により確保された洪水貯留可能容量	千m ³	21,404	22,700	23,600	24,500	25,400	1-2、5-4
農業用水の確保が十分でない農地（1,505ha）に対し、十分な用水の安定供給を可能とする面積の割合	%	72	73	75	85	90	4-3
ダムの長寿命化計画（18年度策定）に基づくダム施設の更新等に着手したダム数	箇所	11	11	11	11	12	1-2、-3、4-6、 5-4
水道施設の耐震化計画策定率	%	33	33	33	55	64	4-3
森林整備（間伐、植栽）面積	ha	1,213 (21年)	1,260	1,320	1,380	1,430	1-3、4-7
森林ボランティア活動者数	人	11,376 (21年)	11,400	11,600	11,800	12,000	1-3、4-7

【別紙4】重要業績指標

指標	単位	現状 (22年)	23年	24年	25年	26年	対応する リスクシナリオ
緊急輸送道路における特定道路構造物の要対策箇所(63箇所)の整備率	%	2	25	49	73	100	1-1、1-2、1-3、 2-1、2-2、2-3、 2-4、4-1、4-2、 4-4
緊急輸送道路以外の道路における特定道路構造物の要対策箇所(129橋)の整備率	%	0	7	14	22	29	1-1、1-2、1-3、 2-1、2-2、2-3、 2-4、4-1、4-2、 4-4
橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕実施率 (修繕が必要な橋梁：77橋)	%	74	81	87	93	100	1-1、1-2、1-3、 2-1、2-2、2-3、 2-4、4-1、4-2、 4-4
広域幹線道路ネットワーク等の供用など	—	<p>【Tゾーン】 佐賀道路の(仮称)佐賀JCT～(仮称)嘉瀬北IC間の整備推進</p> <p>【ICアクセス道路】 東与賀佐賀線、鳥栖朝倉線の整備推進</p> <p>国道204号(松島工区)の整備推進</p> <p>(※)直轄事業について、開通時期が示されていない路線は明記していない。</p>					2-1、2-2、2-3、2-4、 4-1、4-2、4-4
森川海人っ(もりかわかいと)プロジェクトイベント参加者数	人	5,837 (21年)	7,700	7,800	7,900	8,100	1-2、1-3、4-7、 5-4
川の保全等活動人数	人	126,608	126,600	126,600	126,600	126,600	1-2、1-3、4-7、 5-4

【別紙5】施策分野「県土整備・交通」における個別事業一覧

【目次】

施策分野「県土整備・交通」に係る個別施策番号等一覧	75
1. 道路事業	78
2. 街路、区画整理事業、都市再生	82
3. 都市公園事業	83
4. 河川、ダム、建設海岸事業	84
5. 砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策事業	87
6. 住宅整備事業	89
7. 港湾整備、港湾海岸事業	90
8. 農業農村整備事業	91
9. 漁港事業	96
10. 林道整備事業	97
11. 治山事業	98

※個別事業一覧に掲載されている事業は、計画作成（R6.3）時点の予定であり、今後の社会情勢等の変化により、変更となることもある。

施策分野「県土整備・交通」に係る個別施策番号等一覧

施策番号	施策内容	対応するリスクシナリオ
1	県と市町が連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」「沿道建築物」の耐震化を促進する。	1-1、2-1、2-3、2-4、3-1、4-1、4-4
2	住宅・建築物の耐震化が着実に達成されるよう、建築物の耐震改修を進める。	1-1、2-1、2-3、2-4、3-1、4-1、4-2、4-4
3	県と市町が連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震化に必要な支援を併せて実施することにより、住宅の耐震化を促進する。	1-1
4	土砂災害リスクの高いエリアに立地する建物について、エリア外への移転を促進する。	1-3
5	老朽化の著しい県営住宅については、佐賀県公営住宅等長寿命化計画に基づき、必要に応じて用途廃止や建替えを促進する。	1-1、1-2、1-3
6	建築物の耐震化促進により、大規模な地震発生時でも倒壊する建築物を減らし、災害廃棄物の発生の抑制にもつなげる。	5-1
7	温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。	1-2、1-3、4-7、5-4
8	住民自らの避難行動や、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に水防情報や土砂災害情報を提供する。	1-2、1-3、1-4
9	河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった河川などを中心に河川整備を進めていくとともに、河川の適正な維持管理を行う。	1-2、5-4
10	ダム、排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。	1-2、4-6、5-4
11	県民の河川に関わる機会の創出などにより、県民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。	1-2
12	「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。	1-3、2-2
13	土砂災害防止施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。	1-3、2-2
14	高潮対策等の海岸堤防の整備を進めていくとともに、整備した施設の適正な維持管理を行う。	1-2、5-4
15	想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定されるハザードマップにより広く住民等へ周知されるよう関係する市町への支援を進める。	1-2、1-4
16	唐津湾海岸侵食対策調査検討委員会からの提言を踏まえた海岸侵食対策の実施と適切な順応的管理を進める。	1-2、5-4
17	海岸保全施設については、老朽化による機能低下を回避するため、長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を行い、延命化と機能確保を図っていく。	1-2、5-4
18	県内の漁港施設については、予防保全型維持管理の考え方を前提とした機能保全計画に基づき、施設の機能保全を実施する。	1-2、2-1、2-2、4-1、4-4、5-4
19	防災拠点となっている漁港施設については、機能強化（耐震・耐津波対策）を行う。	1-2、2-1、2-2、4-1、4-4、5-4

施策分野「県土整備・交通」に係る個別施策番号等一覧

施策番号	施策内容	対応するリスクシナリオ
20	関係市町や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備や危険なため池の整備を推進する。	1-2、4-6、4-7、5-4
21	防災重点ため池については関係市町がハザードマップの作成を進めており、県は市町と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。	1-2、1-4
22	佐賀平野において、用排水路等の農業用施設の機能復旧等、地盤沈下対策工事を推進し、農地の保全を図る。	4-7
23	渇水時には、渇水調整会議を開催し、関係者との水利用調整等を十分に図る。	4-3
24	関係機関との調整を十分に行い、ダム等の水資源開発による水源確保を図る。	4-3
25	ダム施設の更新・修繕を行い、適切な管理運用を推進する。	4-3
26	農業用水の配水施設の整備により用水の安定的供給を図る。	4-3
27	生活排水処理については、人口減少や厳しい財政事情等の社会情勢を踏まえ、集合処理区域から個別処理区域へ適切に見直すよう市町に働きかけるとともに、生活排水処理の最適化に向け対策を行う市町を支援する。	4-3
28	下水道等の施設については、適切な維持管理が図られるように、各市町でストックマネジメント計画の策定し、計画的な取組を促進する。	4-3
29	生活排水処理事業における各市町の良好な事業運営を継続するため、生活排水処理の広域化計画を市町とともに策定し、取組を推進する。	4-3
30	森林所有者による間伐を促進するとともに、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。	1-3、4-7
31	効率的な森林整備を行うための林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、重要施設の点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し計画的な維持管理に取り組む。また、荒廃した山地については、治山事業により復旧・整備を早期に進めるとともに、災害の未然防止対策を進める。	1-3、4-7
32	県民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海のつながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、市町や関係団体、CSOとの連携を強化して県民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。	1-3、4-7
33	重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、4-1、4-2、4-4
34	通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を重点的に取り組む。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、4-1、4-2、4-4
35	県道の改良率を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、3-1、4-1、4-2、4-4
36	県管理道路の防災対策については、災害時に人員や物資の輸送を担う緊急輸送道路について優先的に実施するとともに、緊急輸送道路以外の道路についても、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から実施する。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4
37	県が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、橋長15m以上の早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4
38	県が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4

施策分野「県土整備・交通」に係る個別施策番号等一覧

施策番号	施策内容	対応するリスクシナリオ
39	緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面下空洞調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4
40	幹線道路の中でも有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組む。	2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4
41	広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮して整備を進める。	2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-2、4-4
42	当県を横断する有明海沿岸道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」を、重点的に整備する。	2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-4
43	市街地等における公園緑地や道路等の都市施設について、引き続き計画的な整備等に取り組む。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-3、4-4、4-5
44	道路の無電柱化（電線の地中化）に取り組む。	1-1、1-2、1-3、2-1、2-3、3-1、4-2、4-4
45	大規模地震時における宅地被害を防ぐため、市町と連携しながら、大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査を行うとともに、宅地の耐震化を推進する。	1-1、4-2
46	九州佐賀国際空港においては、旅客ビルの拡張や滑走路の2,500mへの延長等、計画的に空港施設の機能強化に取り組む。	2-1、2-2、2-3、2-4、4-1、4-4
47	唐津港、伊万里港に緊急物資輸送の拠点としての機能向上のため、必要不可欠な整備等を推進して港勢拡大を図る。	2-1、4-1、4-4
48	県内の港湾施設については、予防保全を基本に計画的な保全を行い、臨港道路の整備や航路・泊地の増深等、港湾施設の機能強化に取り組む。	1-2、2-1、2-2、4-1、4-4、4-5
49	土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、引き続き地籍調査の促進を図る。	5-1
50	広域の自治体間や民間団体との応援協定等により、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。	5-1
51	建築物応急危険度判定士、砂防ボランティア、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士の育成を図り、あらかじめ登録しておく。	5-1

1. 道路事業

【県事業】

項番	市町名	事業主体	路線名	工区名	事業概要		備考	主施策番号
1	佐賀市 小城市 白石町	県	(国) 444号(有明海沿岸道路)	佐賀福富道路	バイパス	10.5 km		40
2	白石町	県	(国) 444号(有明海沿岸道路)	福富鹿島道路	バイパス	3.6 km		40
3	佐賀市	県	(国) 208号(佐賀唐津道路)	佐賀道路	バイパス	4.2 km		40
4	佐賀市	県	(一) 東与賀佐賀線	本庄	バイパス	2 km		41
5	鳥栖市	県	(主) 鳥栖朝倉線	味坂SIC(仮称)	バイパス	1 km		41
6	佐賀市	県	(国) 207号	嘉瀬	現道拡幅	0.4 km		41
7	伊万里市	県	(国) 204号	黒川・瀬戸	現道拡幅・バイパス	4.4 km		41
8	佐賀市	県	(主) 前原富士線	上無津呂	現道拡幅	0.8 km		33
9	唐津市	県	(一) 鳥巢浜崎停車場線	木浦	現道拡幅	0.6 km		33
10	小城市	県	(主) 小城富士線	松尾	現道拡幅	1.02 km		41
11	佐賀市	県	(主) 佐賀脊振線	兵庫	バイパス	2.56 km		35
12	小城市	県	(一) 江北芦刈線	江北・牛津・芦刈	バイパス	6 km		41
13	佐賀市	県	(主) 佐賀外環状線	下和泉	バイパス	1.2 km		35
14	佐賀市	県	(一) 松尾湯の原線	小副川	バイパス	0.53 km		35
15	佐賀市	県	(一) 佐賀環状東線	牛島	現道拡幅	0.8 km		35
16	佐賀市	県	(主) 佐賀川久保鳥栖線	高木瀬	バイパス	2.3 km		35
17	多久市	県	(主) 多久若木線	長尾	現道拡幅	0.6 km		33
18	小城市	県	(主) 小城牛津線	石木	交通安全	0.24 km		34
19	多久市	県	(一) 岸川筋原線	岸川	交通安全	0.7 km		33
20	佐賀市	県	(主) 佐賀外環状線	徳万南	交通安全	0.78 km		34
21	佐賀市	県	(国) 207号	久保田宿	交通安全	0.25 km		34
22	小城市	県	(国) 207号	江津	交通安全	0.43 km		34
23	多久市	県	(主) 多久若木線	東の原	交通安全	0.3 km		34
24	佐賀市	県	(国) 444号	鹿江	交通安全	0.16 km		34
25	小城市	県	(一) 別府牛津停車場線	牛津駅前	交通安全	0.1 km		34
26	多久市	県	(一) 別府牛津停車場線	納所	交通安全	1 km		34
27	佐賀市	県	(一) 川上牛津線	池上	交通安全	0.88 km		34
28	小城市	県	(一) 杉山小城線	岩蔵	交通安全	0.1 km		34
29	佐賀市	県	(国) 263号	日の出	交通安全	0.4 km		34
30	佐賀市	県	(主) 佐賀外環状線	南里	交通安全	0.46 km		34
31	佐賀市	県	(一) 松尾佐賀停車場線	山王	交通安全	0.18 km		35
32	佐賀市	県	(主) 諸富西島線	徳富	交通安全	0.18 km		34
33	鳥栖市	県	(一) 中原鳥栖線	下野	現道拡幅	1 km		35
34	鳥栖市	県	(主) 佐賀川久保鳥栖線	平田第二	現道拡幅	0.68 km		35
35	鳥栖市	県	(主) 久留米基山筑紫野線	二本黒木	現道拡幅	0.4 km		41
36	神埼市	県	(主) 諸富西島線	迎島	現道拡幅	2 km		35
37	神埼市	県	(主) 三瀬神埼線	広滝	現道拡幅	0.55 km		33
38	神埼市	県	(主) 諸富西島線	黒津	現道拡幅	1.08 km		35
39	吉野ヶ里町	県	(一) 早良中原停車場線	松隈	現道拡幅	1 km		33
40	神埼市	県	(国) 264号	下西	交通安全	0.65 km		34
41	神埼市	県	(国) 264号	嘉納	交通安全	0.82 km		34
42	神埼市	県	(主) 佐賀川久保鳥栖線	菅生	交通安全	0.92 km		34
43	みやき町	県	(主) 北茂安三田川線	西尾橋	交通安全	0.5 km		34
44	上峰町	県	(一) 坊所城島線	坊所	交通安全	0.45 km		34
45	みやき町	県	(主) 北茂安三田川線	東尾	交通安全	0.1 km		34
46	鳥栖市	県	(一) 鳥栖田代線	桜町	交通安全	0.2 km		34
47	みやき町	県	(主) 北茂安三田川線	中津隈橋	交通安全	0.75 km		34
48	神埼市	県	(主) 佐賀八女線	境原	交通安全	0.34 km		34
49	吉野ヶ里町	県	(主) 中原三瀬線	石動	現道拡幅	0.96 km		35
50	唐津市	県	(国) 204号	唐房バイパス	バイパス	2 km		35
51	唐津市	県	(一) 高串港線	高串港	現道拡幅	0.62 km		33
52	唐津市 玄海町	県	(一) 加倉飯屋港線	枝去木・有浦上	現道拡幅・バイパス	1.6 km		33
53	唐津市	県	(主) 伊万里畑川内蔵木線	平山下	バイパス	1.7 km		33
54	唐津市	県	(主) 唐津北波多線	唐津	現道拡幅	2 km		33
55	唐津市	県	(国) 204号	屋形石	現道拡幅	0.32 km		34

1. 道路事業

【県事業】

項番	市町名	事業主体	路線名	工区名	事業概要	備考	主施策番号
56	唐津市	県	(国) 323号	柳瀬	現道拡幅	2.5 km	35
57	伊万里市	県	(国) 204号	木場	バイパス	0.83 km	33
58	有田町	県	(一) 伊万里有田線	山谷牧	バイパス	1.7 km	33
59	伊万里市	県	(主) 伊万里畑川内蔵木線	立川	バイパス	0.9 km	33
60	伊万里市 有田町	県	(一) 伊万里有田線	二里第一	バイパス	1.7 km	33
61	伊万里市	県	(国) 204号	小黒川	交通安全	0.4 km	34
62	有田町	県	(一) 大木有田線	黒牟田	交通安全	0.25 km	34
63	伊万里市	県	(国) 204号	辻	交通安全	0.7 km	34
64	有田町	県	(主) 川棚有田線	大野・桑古場	交通安全	1.2 km	35
65	武雄市	県	(主) 武雄伊万里線	赤穂山	現道拡幅	0.92 km	33
66	嬉野市	県	(一) 嬉野下宿塩田線	下宿	バイパス	2 km	33
67	鹿島市	県	(国) 207号	西葉	現道拡幅	0.96 km	41
68	武雄市	県	(主) 相知山内線	武内	現道拡幅	0.94 km	34
69	白石町	県	(主) 武雄福富線	福吉	交通安全	1 km	34
70	嬉野市	県	(一) 嬉野川棚線	馬場	交通安全	0.28 km	34
71	江北町	県	(主) 多久江北線	山口駅前	交通安全	0.11 km	34
72	武雄市	県	(主) 武雄福富線	蔵堂	交通安全	0.4 km	34
73	武雄市	県	(一) 梅野有田線	今山	交通安全	1 km	34
74	鹿島市	県	(一) 大木庭武雄線	浅浦	交通安全	0.7 km	34
75	鹿島市	県	(一) 山浦肥前鹿島停車場線	横田	交通安全	0.5 km	34
76	武雄市	県	(主) 相知山内線	茅場	交通安全	0.28 km	34
77	白石町	県	(国) 444号	福富下分	交通安全	0.4 km	34
78	嬉野市	県	(一) 大木庭武雄線	火の口	交通安全	0.18 km	34
79	武雄市	県	(主) 武雄多久線	馬神	交通安全	0.8 km	34
80	白石町	県	(主) 武雄福富線	福富	交通安全	0.2 km	41
81	武雄市	県	(国) 498号	北方	交通安全	0.38 km	40
82	鹿島市	県	(国) 207号	道の駅鹿島	道の駅	0.4 km	35
83	鹿島市	県	(国) 207号	飯田・音成	道路防災	1.2 km	36
84		県	橋梁	県内一円	老朽化対策		長寿命化修繕計画に基づくもの 37
85		県	トンネル	県内一円	老朽化対策		長寿命化修繕計画に基づくもの 38
86		県	横断歩道橋	県内一円	老朽化対策		長寿命化修繕計画に基づくもの 38
87		県	大型カルバート	県内一円	老朽化対策		長寿命化修繕計画に基づくもの 38
88		県	門型標識	県内一円	老朽化対策		長寿命化修繕計画に基づくもの 38
89	佐賀市	県	(一) 三瀬栗並線	下合瀬	現道拡幅	1.0 km	34
90	太良町	県	(国) 207号	大浦	交通安全	0.2 km	34
91		県	照明灯LED化	県内一円	照明灯補修・更新		38
92		県	交差点防護柵	県内一円	交通安全		34
93	佐賀市	県	(国) 323号	下熊川	道路防災	0.3 km	36
94	佐賀市	県	(国) 323号	下無津呂	道路防災	0.1 km	36
95	伊万里市	県	(主) 伊万里畑川内蔵木線	立川	道路防災	0.1 km	36
96	武雄市	県	(一) 武雄白石線	片白	道路防災	0.5 km	36
97	佐賀市	県	(国) 323号	富士	道路防災	0.4 km	36
98	嬉野市	県	(主) 鹿島嬉野線	下野	道路防災	0.2 km	36
99	伊万里市	県	伊万里有田線	二里第二	バイパス	2.22 km	35
100	江北町	県	多久江北線	上小田	バイパス	0.83 km	35
101	佐賀市	県	国道323号	内野	現道拡幅	0.32 km	34
102	吉野ヶ里町	県	神埼北茂安線	吉野ヶ里	現道拡幅	1.7 km	35
103	神埼市	県	三瀬神埼線	城原川ダム	バイパス	3.6 km	35
104	みやき町	県	諸富西島線	下田	現道拡幅	0.25 km	35
105	伊万里市	県	伊万里畑川内蔵木線	内野	現道拡幅	0.8 km	35
106	伊万里市	県	国道204号	楠久津	局部改築	0.31 km	36
107	佐賀市	県	国道264号	片田江	交通安全	0.097 km	34
108	佐賀市	県	鍋島停車場線	扇町	交通安全	0.32 km	34
109	多久市	県	多久江北線	別府	交通安全	0.72 km	34
110	小城市	県	牛津芦刈線	芦溝	交通安全	0.14 km	34
111	小城市	県	川上牛津線	長神田	交通安全	0.78 km	34
112	神埼市	県	神埼北茂安線	本堀	交通安全	0.25 km	35

1. 道路事業

【県事業】

項番	市町名	事業主体	路線名	工区名	事業概要		備考	主施策番号
113	唐津市	県	相知蔵木線	本山	交通安全	0.4 km		34
114	白石町	県	武雄福富線	馬田	交通安全	0.24 km		34
115	嬉野市	県	嬉野川棚線	平野	交通安全	0.82 km		34
116	小城市	県	天山公園線	畑田	道路防災	0.09 km		36
117	小城市	県	杉山小城線	岩蔵	道路防災	0.05 km		36
118	唐津市	県	204号	湊町	道路防災	0.05 km		36
119	嬉野市	県	大村嬉野線	岩屋川内	道路防災	0.11 km		36
120	伊万里市	県	相知山内線	桃川	道路防災	0.155 km		36
121	伊万里市	県	伊万里畑川内蔵木線	古川	道路防災	0.095 km		36
122	佐賀市	県	(国)263号	大和・三瀬	道路防災	0.52 km		36
123	伊万里市	県	国道204号	松島	現道拡幅	0.8 km		41
124	佐賀市	県	江上光法停車場線	増田宿	交通安全	0.03 km		34
125	佐賀市	県	大詫間光法停車場線	山領	交通安全	0.5 km		34
126	佐賀市	県	蔵木富士線	富士	道路防災	0.5 km		36
127	佐賀市	県	三瀬神埼線	藤原	道路防災	0.2 km		36
128	伊万里市	県	山本波多津線	津留	道路防災	0.1 km		36
129	鹿島市	県	国道444号	山浦	道路防災	0.14 km		36
130	太良町	県	国道207号	片峰	道路防災	0.08 km		36
131	鹿島市	県	奥山鹿島線	古枝	道路防災	0.07 km		36
132	佐賀市	県	富士三瀬線	藤瀬	道路防災	0.11 km		36
133	鹿島市	県	血屋三河内線	三河内	道路防災	0.06 km		36
134	鳥栖市	県	佐賀川久保鳥栖線	一本杉	現道拡幅	0.44 km		35
135	佐賀市	県	中原三瀬線	中鶴	現道拡幅	0.7 km		35
136	佐賀市	県	富士三瀬線	関屋	現道拡幅	0.78 km		35
137	佐賀市	県	西与賀佐賀線	高太郎	交通安全	0.5 km		34
138	佐賀市	県	佐賀脊振線	川久保	交通安全	1 km		34
139	多久市	県	多久若木線	下鶴	交通安全	1 km		34
140	佐賀市	県	蔵木富士線	葛の尾	道路防災	0.1 km		36
141	神埼郡	県	385号	松隈	道路防災	0.1 km		36
142	太良町	県	207号	糸岐	道路防災	0.16 km		36
143	嬉野市	県	血屋三河内線	吉田	道路防災	0.04 km		36
144	白石町	県	白石大町線	白石町田野上1455地先	交通安全	0.08 km		34
145	有田町	県	有田パーセリンパーク線	古木場	道路防災	0.24 km		36

1. 道路事業

【直轄事業】

項番	市町名	事業主体	路線名	工区名	事業概要		備考	主施策番号
1	佐賀市	国	(国) 208号(有明海沿岸道路)	大川佐賀道路	バイパス	9 km	事業概要は、福岡県区間を含む	40
2	多久市 小城市	国	(国) 203号(佐賀唐津道路)	多久佐賀道路(1期)	バイパス	5.3 km		40
3	伊万里市	国	(国) 497号(西九州自動車道)	伊万里道路	バイパス	6.6 km		40
4	伊万里市	国	(国) 497号(西九州自動車道)	伊万里松浦道路	バイパス	17.2 km	事業概要は、長崎県区間を含む	40
5	鳥栖市	国	(国) 3号	鳥栖久留米道路	バイパス	4.5 km	事業概要は、福岡県区間を含む	41
6	鳥栖市	国	(国) 3号	鳥栖拡幅	現道拡幅	2.4 km		41
7	神崎市 佐賀市	国	(国) 34号	神崎佐賀拡幅	現道拡幅	5.2 km		41
8	武雄市	国	(国) 34号	武雄バイパス	バイパス	7.6 km		41
9	鳥栖市	国	(国) 3号	永吉交差点改良	交通安全	1箇所		41
10	みやき町	国	(国) 34号	三養基高校入口交差点改良	交通安全	1箇所		41
11	上峰町	国	(国) 34号	切通交差点改良	交通安全	1箇所		41
12	吉野ヶ里町	国	(国) 34号	吉野ヶ里公園駅前交差点改良	交通安全	1箇所		41
13	大町町	国	(国) 34号	畑ヶ田歩道整備	交通安全	1箇所		34
14	武雄市	国	(国) 35号	踊瀬視距改良	交通安全	1箇所		41
15	唐津市	国	(国) 202号	徳須恵歩道整備	交通安全	1箇所		34
16	伊万里市	国	(国) 202号	大曲歩道整備	交通安全	1箇所		34
17	有田町	国	(国) 202号	下山谷歩道整備	交通安全	1箇所		34
18	有田町	国	(国) 202号	蔵宿歩道整備	交通安全	1箇所		34
19	小城市	国	(国) 203号	長神田自歩道整備	交通安全	1箇所		34
20	鳥栖市	国	(国) 34号	神辺地区	無電柱化	0.9 km		44
21	佐賀市	国	(国) 34号	開成地区	無電柱化	2 km		44
22	神崎市	国	(国) 34号	神崎駅前交差点改良	交通安全	1箇所		41
23	嬉野市	国	(国) 34号	今寺歩道整備	交通安全	1箇所		34
24	伊万里市	国	(国) 202号	府招上歩道整備	交通安全	1箇所		34
25	唐津市	国	(国) 202号	唐津バイパス	バイパス	1.3 km		41
26	吉野ヶ里町	国	(国) 34号	目達原歩道整備	交通安全	1箇所		34
27	多久市	国	(国) 203号	別府歩道整備	交通安全	1箇所		34

2. 街路・区画整理・都市再生事業

【県事業】

項番	事業分野	市町名	事業主体	路線等名	工区名	事業概要		備考	主施策番号
1	街路	佐賀市	県	城内線	3工区	無電柱化	0.34 km		44
2	街路	小城市	県	小城駅千葉公園線	3工区	無電柱化	0.25 km		44
3	街路	佐賀市	県	城内線	4工区	無電柱化	0.17 km		44
4	街路	唐津市	県	大手口佐志線	4工区	無電柱化	0.42 km		44
5	街路	佐賀市	県	城内線	3工区	交通安全	0.34 km		43
6	街路	小城市	県	小城駅千葉公園線	3工区	交通安全	0.25 km		43
7	街路	鹿島市	県	井手西葉線	2工区	交通安全	0.42 km		43
8	街路	佐賀市	県	神野町八戸溝線	3工区	交通安全	0.48 km		43
9	街路	唐津市	県	大手口佐志線	4工区	交通安全	0.42 km		43
10	街路	佐賀市	県	城内線	4工区	交通安全	0.17 km		43
11	街路	武雄市	県	武内永島線	2工区	交通安全	0.44 km		43
12	街路	小城市	県	小城駅千葉公園線	4工区	交通安全	0.26 km		43
13	街路	鹿島市	県	井手西葉線	3工区	交通安全	0.08 km		43
14	街路	有田町	県	大木有田線		無電柱化	0.62 km		44
15	街路	小城市	県	小城駅千葉公園線	4工区	無電柱化	0.26 km		44
16	街路	佐賀市	市町	八戸天祐線	1工区	交通安全	0.60 km		43
17	街路	佐賀市	市町	八戸天祐線	2工区	交通安全	0.29 km		43
18	街路	佐賀市	市町	東高木木角線		交通安全	0.27 km		43
19	街路	伊万里市	市町	大坪小学校線		交通安全	0.87 km		43
20	街路	武雄市	市町	中野御船山線		交通安全	0.27 km		43
21	街路	武雄市	市町	天神崎白岩線		交通安全	0.20 km		43
22	街路	佐賀市	市町	水ヶ江町新郷線		交通安全	0.42 km		43
23	区画整理	嬉野市	市町		嬉野温泉駅周辺地区	土地区画整理事業	14.60 ha		43
24	都市再生	嬉野市	市町		嬉野温泉・嬉野温泉駅周辺地区	都市再生整備計画事業	1.00 計画		43
25	都市再生	小城市	市町		小城市牛津地域拠点地区	都市再生整備計画事業	1.00 計画		43
26	都市再生	唐津市	市町		唐津市中心市街地地区(第3期)	都市再生整備計画事業	1.00 計画		43
27	都市再生	佐賀市	市町		佐賀市佐賀駅周辺北地区	都市再生整備計画事業	1.00 計画		43
28	都市再生	基山町	市町		基山町中心市街地地区	都市再生整備計画事業	1.00 計画		43
29	都市再生	武雄市	市町		武雄市武雄温泉駅周辺地区	都市再生整備計画事業	1.00 計画		43
30	街路	佐賀市	市町	八戸天祐線	3工区	交通安全	0.10 km		43
31	街路	佐賀市	県	扇町森田線		交通安全	0.3 km		43
32	街路・都市再生	佐賀市	県	佐賀駅下古賀線	駅南工区	幅員再構成	0.2 km		43
33	街路	唐津市	県	大手口佐志線	5工区	無電柱化	0.3 km		44
34	街路	唐津市	県	大手口佐志線	5工区	交通安全	0.3 km		43

3. 都市公園事業

【県事業】

項番	市町名	事業主体	公園名	事業概要		備考	主施策番号
1	佐賀市 神埼市 吉野ヶ里町	県	吉野ヶ里歴史公園 佐賀城公園 森林公園	長寿命化	3箇所		43
2	神埼市 吉野ヶ里町	県	吉野ヶ里歴史公園	国スポ関連整備等	1箇所		43
3	佐賀市	県	森林公園	国スポ関連整備等	1箇所		43
4	佐賀市	県	佐賀城公園	国スポ関連整備等	1箇所		43
5	神埼市	県	吉野ヶ里歴史公園	防災拠点整備	1箇所		43
6	佐賀市	県	森林公園	防災拠点整備	1箇所		43
7	佐賀市	県	森林公園	防災拠点整備	1箇所		43
8	佐賀市	県	佐賀城公園	耐震化	1箇所		43
9	佐賀市	市町	金立公園等	長寿命化	58箇所		43
10	唐津市	市町	体育の森公園	国スポ関連整備	1箇所		43
11	唐津市	市町	松浦河畔公園	国スポ関連整備等	1箇所		43
12	鳥栖市	市町	市民公園	国スポ関連整備	1箇所		43
13	鳥栖市	市町	布津原公園等	長寿命化	25箇所		43
14	多久市	市町	中央公園等	長寿命化	6箇所		43
15	多久市	市町	中央公園	国スポ関連整備	1箇所		43
16	伊万里市	市町	国見台公園	国スポ関連整備	1箇所		43
17	伊万里市	市町	円蔵寺公園	長寿命化	1箇所		43
18	武雄市	市町	白岩運動公園	防災拠点整備	1箇所		43
19	神埼市	市町	日の隈公園等	長寿命化	5箇所		43
20	基山町	市町	基山総合公園	国スポ関連整備	1箇所		43
21	基山町	市町	基山総合公園	防災拠点整備	1箇所		43
22	唐津市	市町	松浦河畔公園等	長寿命化	18箇所		43
23	鳥栖市	市町	朝日山公園	豪雨対策	1箇所		43
24	鳥栖市	市町	市民公園	運動施設改修	1箇所		43
25	武雄市	市町	白岩運動公園等	長寿命化	13箇所		43
26	鹿島市	市町	蟻尾山公園等	長寿命化	2箇所		43
27	小城市	市町	小城公園等	長寿命化	2箇所		43
28	嬉野市	市町	嬉野総合運動公園等	長寿命化	2箇所		43
29	神埼市	市町	(仮称)神埼防災公園(高台避難所)	防災拠点整備	1箇所		43
30	基山町	市町	基山総合公園等	長寿命化	10箇所		43
31	上峰町	市町	鎮西山いこいの森	国スポ関連整備等	1箇所		43
32	白石町	市町	白石中央公園	長寿命化	1箇所		43
33	みやき町	市町	中原公園等	長寿命化	2箇所		43
34	大町町	市町	ボタ山わんぱく公園	長寿命化	1箇所		43

【直轄事業】

項番	市町名	事業主体	公園名	事業概要		備考	主施策番号
1	神埼市 吉野ヶ里町	国	吉野ヶ里歴史公園	防災拠点整備	1箇所		43
2	神埼市 吉野ヶ里町	国	吉野ヶ里歴史公園	長寿命化	1箇所		43

4. 河川、ダム、建設海岸事業

【県事業】

項番	事業分野	市町名	事業主体	河川等名	工区名	事業概要	備考	主施策番号
1	河川	武雄市	県	武雄川	武雄地区	河川改修	1.0 km	9
2	河川	多久市	県	中通川	多久地区	河川改修	0.4 km	9
3	河川	武雄市	県	広田川	武雄地区	河川改修	1 機場	9
4	河川	佐賀市	県	本庄江	佐賀地区	河川改修	7.4 km	9
5	河川	みやき町	県	寒水川	みやき地区	河川改修	4.9 km	9
6	河川	吉野ヶ里町	県	田手川	吉野ヶ里地区	河川改修	10.5 km	9
7	河川	佐賀市 神埼市	県	中池江川	神埼地区	河川改修	6.8 km	9
8	河川	鳥栖市	県	西田川	鳥栖地区	河川改修	2.5 km	9
9	河川	鹿島市	県	浜川	古枝地区	河川改修	3.3 km	9
10	河川	伊万里市	県	有田川	伊万里地区	河川改修	4.7 km	9
11	河川	唐津市	県	佐志川	唐津地区	河川改修	2.9 km	9
12	河川	伊万里市	県	立川	伊万里地区	河川改修	0.9 km	9
13	河川	唐津市	県	玉島川	唐津地区	河川改修	3.2 km	9
14	河川	唐津市	県	横田川	唐津地区	河川改修	2.4 km	9
15	河川	基山町	県	秋光川	基山地区	河川改修	1.0 km	9
16	河川	神埼市 みやき町 上峰町	県	切通川	みやき地区	河川改修	11.2 km	9
17	河川	佐賀市	県	金立川	佐賀地区	河川改修	1.5 km	9
18	河川	佐賀市	県	巨勢川	佐賀地区	河川改修	4.3 km	9
19	河川	佐賀市 神埼市	県	佐賀江川	佐賀地区	河川改修	5.3 km	9
20	河川	神埼市	県	三本松川	神埼地区	河川改修	3.0 km	9
21	河川	みやき町	県	通瀬川	みやき地区	河川改修	2.7 km	9
22	河川	神埼市	県	馬場川	神埼地区	河川改修	2.9 km	9
23	河川	佐賀市	県	焼原川	佐賀地区	河川改修	5.5 km	9
24	河川	鹿島市	県	浜川	浜地区	河川改修	0.7 km	9
25	河川	唐津市	県	町田川	唐津地区	河川改修	4.2 km	9
26	河川	武雄市	県	松浦川	武雄地区	河川改修	7.2 km	9
27	河川	小城市	県	牛津江川	小城地区	河川改修	5.7 km	9
28	河川	武雄市	県	川添川	武雄地区	河川改修	1.6 km	9
29	河川	小城市	県	晴気川	小城地区	河川改修	2.6 km	9
30	河川	玄海町	県	有浦川	諸浦地区	河川改修	2.1 km	9
31	河川	伊万里市	県	黒塩川	黒塩地区	河川改修	0.7 km	9
32	河川	佐賀市、鳥栖市、小城市、 神埼市、吉野ヶ里町、 基山町、上峰町、みやき町	県	筑後・嘉瀬川圏域		河道掘削、 堤防裏法尻補強等	12.1 km	9
33	河川	多久市、武雄市、鹿島市、 小城市、嬉野市、大町町、 江北町、白石町、太良町	県	六角川圏域		河道掘削、 堤防裏法尻補強等	18.3 km	9
34	河川	唐津市、伊万里市、 武雄市、玄海町、有田町	県	松浦川圏域		河道掘削、 堤防裏法尻補強等	3.0 km	9
35	河川	有田町	県	有田川	大野地区	河川改修	0.4 km	9
36	河川	有田町	県	有田川	戸矢地区	河川改修	0.2 km	9
37	河川	みやき町	県	干拓川	みやき地区	河川改修	0.2 km	9
38	河川	鳥栖市	県	大木川	鳥栖地区	河川改修	0.2 km	9
39	河川	吉野ヶ里町	県	導師川	吉野ヶ里地区	河川改修	0.3 km	9
40	河川	神埼市	県	馬場川	鶴地区	河川改修	0.2 km	9
41	河川	伊万里市	県	有田川	二ノ瀬地区	河川改修	0.4 km	9
42	河川	小城市	県	福所江	小城地区	河川改修	0.1 km	9
43	河川	伊万里市	県	板治川	伊万里地区	河川改修	0.1 km	9
44	河川	佐賀市	県	三間川	三間川排水機場	老朽化対策	1 機場	10
45	河川	佐賀市	県	地藏川	地藏川排水機場	老朽化対策	1 機場	10
46	河川	佐賀市	県	福所江	福所江排水機場	老朽化対策	1 機場	10
47	河川	小城市	県	福所江	福所江第二排水機場	老朽化対策	1 機場	10
48	河川	鳥栖市	県	西田川	下野排水機場	老朽化対策	1 機場	10
49	河川	伊万里市	県	波多津川	波多津川排水機場	老朽化対策	1 機場	10
50	河川	伊万里市	県	木須川	木須川排水機場(敷内水)	老朽化対策	1 機場	10
51	河川	伊万里市	県	黒塩川	黒塩川排水機場(敷内水)	老朽化対策	1 機場	10
52	河川	伊万里市	県	立川	立川排水機場(敷内水)	老朽化対策	1 機場	10
53	河川	白石町	県	白石川	白石川排水機場	老朽化対策	1 機場	10
54	河川	白石町	県	廻里江川	廻里江川右岸排水機場	老朽化対策	1 機場	10
55	河川	白石町	県	廻里江川	廻里江川左岸排水機場	老朽化対策	1 機場	10
56	河川	白石町	県	福富川	福富川排水機場	老朽化対策	1 機場	10
57	河川	佐賀市	県	牟田川	塩土井排水機場	老朽化対策	1 機場	10
58	河川	佐賀市	県	八田江	八田江排水機場	老朽化対策	1 機場	10

4. 河川、ダム、建設海岸事業

【県事業】

項番	事業分野	市町名	事業主体	河川等名	工区名	事業概要	備考	主施策番号
59	河川	佐賀市	県	八田江	古江湖排水機場(教内水)	老朽化対策	1 機場	10
60	河川	佐賀市	県	佐賀江川、新川	新川排水機場	老朽化対策	1 機場	10
61	河川	佐賀市	県	本庄江	西今宿排水機場	老朽化対策	1 機場	10
62	河川	多久市	県	池田川、納所川	納所排水機場	老朽化対策	1 機場	10
63	河川	多久市	県	納所川	岩崎排水機場	老朽化対策	1 機場	10
64	河川	佐賀市	県	戊辰川	戊辰川排水機場	老朽化対策	1 機場	10
65	河川	佐賀市	県	別段川	別段川排水機場	老朽化対策	1 機場	10
66	河川	多久市	県	牛津川	西反田排水機場(教内水)	老朽化対策	1 機場	10
67	河川	多久市	県	永瀬川	永瀬川可搬式ポンプ	老朽化対策	1 機場	10
68	河川	小城市	県	牛津江川	牛津駅西可搬式ポンプ	老朽化対策	1 機場	10
69	河川	小城市	県	牛津江川	牛津駅前可搬式ポンプ	老朽化対策	1 機場	10
70	河川	多久市	県	庄川	庄川可搬式ポンプ	老朽化対策	1 機場	10
71	河川	神埼市	県	三本松川	三本松排水機場	老朽化対策	1 機場	10
72	河川	神埼市	県	馬場川	馬場川排水機場	老朽化対策	1 機場	10
73	河川	鳥栖市	県	沼川放水路	沼川排水機場	老朽化対策	1 機場	10
74	河川	みやき町	県	通瀬川	通瀬川排水機場	老朽化対策	1 機場	10
75	河川	伊万里市	県	新田川	新田川第1排水機場	老朽化対策	1 機場	10
76	河川	伊万里市	県	新田川	新田川第2排水機場	老朽化対策	1 機場	10
77	河川	武雄市	県	蔵堂入江	蔵堂入江排水機場	老朽化対策	1 機場	10
78	河川	武雄市	県	医王寺川	医王寺川排水機場	老朽化対策	1 機場	10
79	河川	白石町	県	只江川	只江川排水機場	老朽化対策	1 機場	10
80	河川	白石町	県	須古川	須古川排水機場	老朽化対策	1 機場	10
81	河川	白石町	県	緑郷川	緑郷川排水機場	老朽化対策	1 機場	10
82	河川	武雄市	県	高橋川	高橋川可搬式ポンプ	老朽化対策	1 機場	10
83	河川	大町町	県	境川	境川可搬式ポンプ	老朽化対策	1 機場	10
84	河川	白石町	県	塩田川	塩田川可搬式ポンプ	老朽化対策	1 機場	10
85	河川	白石町	県	深浦川	深浦川・段原川排水機場(教内水)	老朽化対策	1 機場	10
86	河川	嬉野市	県	入江川	入江川排水機場(教内水)	老朽化対策	1 機場	10
87	河川	嬉野市	県	浦田川	浦田川可搬式ポンプ	老朽化対策	1 機場	10
88	河川	嬉野市	県	浦田川	浦田川排水機場(教内水)	老朽化対策	1 機場	10
89	河川	佐賀市	県	八田江	立野樋管ゲート可搬式ポンプ	老朽化対策	1 機場	10
90	河川	江北町	県	古川	八町地区	老朽化対策	1.0 km	9
91	河川	唐津市	県	半田川	半田地区	老朽化対策	0.08 km	9
92	河川	唐津市	県	平山川	平山下地区	老朽化対策	0.03 km	9
93	河川	県内一円	県	県内一円		洪水浸水想定区域図作成	一 式	8
94	河川	県内一円	県	県内一円		危機管理水位計・河川監視カメラ設置	90 基	8
95	海岸	鹿島市	県	鹿島海岸	音成	高潮対策	0.5 km	14
96	海岸	佐賀市	県	東と賀海岸	東と賀排水機場	老朽化対策	1 機場	17
97	海岸	佐賀市	県	芦刈海岸	社瀬排水機場	老朽化対策	1 機場	17
98	海岸	白石町	県	福富海岸	福富下分	老朽化対策	0.5 km	17
99	海岸	小城市	県	芦刈海岸	下古賀・永田地区	老朽化対策	0.3 km	17
100	海岸	小城市	県	芦刈海岸	下古賀・永田地区	老朽化対策	1 施設	
101	ダム	有田町	県	有田ダム		堰堤改良	1 施設	10
102	ダム	嬉野市	県	岩屋川内ダム		堰堤改良	1 施設	10
103	ダム	唐津市	県	平木場ダム		堰堤改良	1 施設	10
104	ダム	武雄市	県	本部ダム		堰堤改良	1 施設	10
105	ダム	嬉野市	県	横竹ダム		堰堤改良	1 施設	10
106	ダム	武雄市	県	狩立・日ノ峯ダム		堰堤改良	1 施設	10
107	ダム	伊万里市	県	都川内ダム		堰堤改良	1 施設	10
108	ダム	鹿島市	県	中木庭ダム		堰堤改良	1 施設	10
109	ダム	唐津市	県	伊岐佐ダム		堰堤改良	1 施設	10
110	ダム	有田町	県	竜門ダム		堰堤改良	1 施設	10
111	ダム	白石町	県	深浦ダム		堰堤改良	1 施設	10
112	ダム	伊万里市	県	井手口川ダム		堰堤改良	1 施設	10
113	ダム	武雄市	県	矢筈ダム		堰堤改良	1 施設	10
114	ダム	県内一円	県	県管理ダム		堰堤改良	1 施設	10
115	河川	嬉野市	県	塩田川		河川改修	0.1 km	

4. 河川、ダム、建設海岸事業

【直轄事業】

項番	事業分野	市町名	事業主体	河川等名	工区名	事業概要	備考	主施策番号
1	河川	鳥栖市	国	筑後川	安良川（八軒屋地区）	河川改修	2.0 km	9
2	河川	神崎市	国	筑後川	城原川（横武地区）	河川改修	9.1 km	9
3	河川	佐賀市	国	筑後川	早津江川（犬井道地区）	高潮対策	1.0 km	9
4	河川	佐賀市	国	筑後川	諸富川（諸富地区）	高潮対策	1.1 km	9
5	河川	神崎市	国	筑後川	田手川	河川改修	0.1 km	9
6	河川	みやき町	国	筑後川	広川	河川改修	2.0 km	9
7	河川	鳥栖市	国	筑後川	宝満川	河川改修	0.5 km	9
8	河川	鳥栖市 みやき町 佐賀市	国	筑後川	筑後川、宝満川、広川、 早津江川	堤防裏法尻補強等	6.3 km	9
9	ダム	神崎市	国	筑後川	城原川ダム	ダム建設	1 箇所	9
10	ダム	福岡県	国	筑後川	ダム群連携事業	導水路建設	20.0 km	9
11	河川	佐賀市	国	嘉瀬川	嘉瀬川（尼寺地区）	河川改修	0.2 km	9
12	河川	小城市	国	嘉瀬川	祇園川（祇園地区）	河川改修	1.2 km	9
13	河川	佐賀市	国	嘉瀬川		有沿道アクセス道路整備	1 箇所	9
14	河川	佐賀市	国	嘉瀬川	嘉瀬川（東山田地区）	河川改修	2.0 km	9
15	河川	佐賀市	国	嘉瀬川	嘉瀬川（十五地区）	河川改修	0.6 km	9
16	河川	佐賀市	国	嘉瀬川	嘉瀬川（嘉瀬地区）	高潮対策	0.7 km	9
17	河川	佐賀市 小城市	国	嘉瀬川	嘉瀬川、祇園川	堤防裏法尻補強等	12.3 km	9
18	河川	多久市	国	六角川	牛津川中・上流	河川改修	4.6 km	9
19	河川	白石町	国	六角川	六角川	河川改修（分水路等）	1 箇所	9
20	河川	武雄市	国	六角川	武雄川	高橋排水機場ポンプ増設	1 機場	9
21	河川	小城市	国	六角川	牛津川下流	遊水地整備	1 箇所	9
22	河川	武雄市	国	六角川	六角川（溝ノ上地区）	洪水調整池建設	1 箇所	9
23	河川	武雄市	国	六角川	六角川中流	河川改修	1.2 km	9
24	河川	多久市	国	六角川	牛津川中上流部	河川改修	1.1 km	9
25	河川	多久市	国	六角川	牛津川中上流部	河川改修	4.8 km	9
26	河川	武雄市・大町	国	六角川	六角川、牛津川、武雄川	堤防裏法尻補強等	43.5 km	9
27	河川	小城市	国	六角川	牛津川（上砥川地区）	河川改修	0.5 km	9
28	河川	伊万里市	国	松浦川	松浦川（大川野・川西地区）	河川改修	3.5 km	9
29	河川	唐津市	国	松浦川	徳須恵川（橋本・千々賀地区）	河川改修	0.9 km	9
30	河川	唐津市	国	松浦川	松浦川（久里地区）	河川改修	0.6 km	9
31	河川	唐津市	国	松浦川	徳須恵川（石志地区）	河川改修	1.2 km	9
32	河川	唐津市	国	松浦川	蔵木川（長部田・本山・湯屋・田 頭・楠・町切地区）	河川改修	3.1 km	9
33	河川	唐津市	国	松浦川	蔵木川（本山地区）	河川改修	0.3 km	9
34	河川	唐津市	国	松浦川	松浦川（鏡地区）	河川改修	0.4 km	9
35	河川	唐津市	国	松浦川	松浦川（山本・牟田部地区）	河川改修	0.3 km	9
36	河川	唐津市	国	松浦川	松浦川（牟田部地区）	河川改修	1.3 km	9
37	河川	伊万里市	国	松浦川	松浦川（川西地区）	河川改修	1 橋	9
38	河川	伊万里市	国	松浦川	松浦川（提川・川原・桃川地区）	河川改修	2.3 km	9
39	河川	唐津市	国	松浦川	徳須恵川（畑島地区）	河川改修	0.8 km	9
40	河川	唐津市	国	松浦川	徳須恵川（徳須恵・行合野・ 稗田地区）	河川改修	1.0 km	9
41	河川	伊万里市	国	松浦川	徳須恵川（水留地区）	河川改修	3 橋	9
42	河川	伊万里市	国	松浦川	徳須恵川（古里地区）	河川改修（堰改築）	1 基	9
43	河川	伊万里市	国	松浦川	徳須恵川（古里・水留地区）	河川改修（堰撤去）	1 基	9
44	河川	伊万里市	国	松浦川	徳須恵川（大曲地区）	河川改修（堰改築）	1 基	9
45	河川	唐津市	国	松浦川	蔵木川（湯屋・田頭地区）	河川改修	0.4 km	9
46	河川	唐津市	国	松浦川	蔵木川（本山地区）	河川改修	2 橋	9
47	河川	唐津市	国	松浦川	蔵木川（筭木・蔵木・楠地区）	河川改修	0.9 km	9
48	河川	唐津市	国	松浦川	蔵木川（筭木地区）	河川改修	1 橋	9
49	河川	唐津市 伊万里市	国	松浦川	松浦川、蔵木川	堤防裏法尻補強等	6.3 km	9

5. 砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策事業

【県事業】

項番	事業分野	市町名	事業主体	河川等名	工区名	事業概要		備考	主施策番号
1	砂防	佐賀市	県	麻那古川	和田川第一	砂防施設	1基		12
2	砂防	伊万里市	県	井手口川	井手口川	砂防施設	1基		12
3	砂防	多久市	県	今出川	村中川第一	砂防施設	1基		12
4	砂防	多久市	県	牛津川	西山谷川	砂防施設	1基		12
5	砂防	多久市	県	牛津川	末瀬川	砂防施設	1基		12
6	砂防	多久市	県	中通川	砂原川	砂防施設	1基		12
7	砂防	伊万里市	県	行合野川	中道川	砂防施設	1基		12
8	砂防	基山町	県	高原川	小倉川第十一	砂防施設	1基		12
9	砂防	神崎市	県	城原川	中原	砂防施設	5基		12
10	砂防	唐津市	県	伊岐佐川	塩木川第二	砂防施設	1基		12
11	砂防	唐津市	県	松浦川	松尾川	砂防施設	1基		12
12	砂防	唐津市	県	今坂川	外其川	砂防施設	1基		12
13	砂防	伊万里市	県	伊万里川	木欒川内川	砂防施設	1基		12
14	砂防	江北町	県	古川	柳谷川第三	砂防施設	1基		12
15	砂防	有田町	県	白川川	中開川第一	砂防施設	1基		12
16	砂防	嬉野市	県	塩田川	塩吹川第一	砂防施設	1基		12
17	砂防	唐津市	県	伊岐佐川	現野川第一	砂防施設	1基		12
18	砂防	唐津市	県	新川	日の口溜川第二	砂防施設	1基		12
19	砂防	小城市	県	晴気川	観音古賀川	砂防施設	1基		12
20	砂防	唐津市	県	松浦川	小合丸川第一	砂防施設	1基		12
21	砂防	佐賀市	県	神水川	中原川第三	砂防施設	1基		12
22	砂防	嬉野市	県	塩田川	屯坂川第二	砂防施設	2基		12
23	砂防	唐津市	県	徳須恵川	川原谷川第一	砂防施設	2基		12
24	砂防	大町町	県	六角川	弥護原川第一	砂防施設	1基		12
25	砂防	唐津市	県	徳須恵川	桑の浦川	砂防施設	1基		12
26	砂防	嬉野市	県	塩田川	谷川第一	砂防施設	1基		12
27	砂防	嬉野市	県	鹿島川	平山川第一	砂防施設	1基		12
28	砂防	唐津市	県	巖木川	次郎谷川第四	砂防施設	1基		12
29	砂防	唐津市	県	松浦川	村前川第二	砂防施設	1基		12
30	砂防	伊万里市	県	-	鳴石川	砂防施設	1基		12
31	砂防	唐津市	県	田野新田川	新田第一	砂防施設	1基		12
32	砂防	嬉野市	県	吉田川	岩倍川	砂防施設	1基		12
33	砂防	佐賀市	県	嘉瀬川	下菖浦川二	砂防施設	1基		12
34	砂防	唐津市	県	横田川	山ノ田川	砂防施設	1基		12
35	砂防	基山町	県	大木川	園部川第十一	砂防施設	1基		12
36	砂防	神崎市	県	城原川	池ノ平第二	砂防施設	1基		12
37	砂防	神崎市	県	城原川	一番ヶ瀬下第三	砂防施設	1基		12
38	砂防	唐津市	県	天川	中村川第二	砂防施設	1基		12
39	砂防	佐賀市	県	名尾川	上梅野二区川第四	砂防施設	1基		12
40	地すべり	多久市	県		横柴折	地すべり対策	抑制工一式		12
41	地すべり	玄海町	県		諸浦	地すべり対策	抑制工一式		12
42	地すべり	武雄市	県		矢筈	地すべり対策	抑制工一式		12
43	地すべり	伊万里市	県		筒井	地すべり対策	抑制工一式		12
44	地すべり	玄海町	県		石田	地すべり対策	抑制工一式		12
45	急傾斜	嬉野市	県		庵の山	急傾斜地崩壊対策	擁壁工一式		12
46	急傾斜	白石町	県		川津	急傾斜地崩壊対策	擁壁工一式		12
47	急傾斜	鹿島市	県		通山	急傾斜地崩壊対策	擁壁工一式		12
48	砂防	佐賀市	県	山留川	山留川	砂防施設	2基		13
49	砂防	神崎市	県	城原川	城原川	砂防施設	6基		13
50	砂防	多久市	県	今出川	今出川	砂防施設	3基		13
51	砂防	唐津市	県	横田川	横田川	砂防施設	1基		13
52	砂防	唐津市	県	平之川	平之川	砂防施設	1基		13
53	砂防	有田町	県	広瀬川	広瀬川	砂防施設	2基		13
54	砂防	佐賀市	県	嘉瀬川	上須田川第三	砂防施設	1基		12
55	砂防	唐津市	県	松浦川	平野川第二	砂防施設	1基		12
56	砂防	佐賀市	県	巨勢川	金立川	砂防施設	1基		12

5. 砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策事業

【県事業】

項番	事業分野	市町名	事業主体	河川等名	工区名	事業概要		備考	主施策番号
57	砂防		県		県内一円	基礎調査(砂防)	1 式		8
58	地すべり		県		県内一円	基礎調査(地すべり)	1 式		8
59	急傾斜		県		県内一円	基礎調査(急傾斜)	1 式		8
60	砂防	多久市	県	牛津川	平林川第一	砂防施設	1 基		12
61	砂防	佐賀市	県	嘉瀬川	大願寺川第一	砂防施設	1 基		12
62	砂防	嬉野市	県	鞆川	鞆川	砂防施設	2 基		13
63	砂防	多久市	県	草木原川	草木原川	砂防施設	1 基		13
64	砂防	嬉野市	県	岩屋川内川	岩屋川内川	砂防施設	1 基		13
65	砂防	伊万里市	県	牧川	青磁ノ谷川	砂防施設	1 基		13
66	砂防	伊万里市	県	井手口川	井手口川	砂防施設	1 基		13
67	砂防	唐津市	県	伊岐佐川	伊岐佐川	砂防施設	1 基		13
68	砂防	伊万里市	県	里川	里川	砂防施設	1 基		13
69	砂防	有田町	県	猿川	猿川	砂防施設	1 基		13
70	砂防	唐津市	県	宇木川	宇木川	砂防施設	3 基		13
71	砂防	唐津市	県	野井原川	野井原川	砂防施設	2 基		13
72	砂防	武雄市	県	川古川	川古川	砂防施設	1 基		13
73	砂防	武雄市	県	門口川	門口川	砂防施設	1 基		13
74	砂防	佐賀市	県	嘉瀬川	天河川	砂防施設	3 基		13
75	砂防	吉野ヶ里町	県	坂本川	坂本川	砂防施設	1 基		13
76	砂防	鳥栖市	県	安良川	安良川	砂防施設	2 基		13
77	砂防	佐賀市	県	貝野川	貝野川	砂防施設	4 基		13
78	砂防	佐賀市	県	嘉瀬川	嘉瀬川	砂防施設	3 基		13
79	砂防	吉野ヶ里町	県	田手川	田手川	砂防施設	3 基		13
80	砂防	小城市	県	祇園川	祇園川	砂防施設	2 基		13
81	砂防	佐賀市	県	井手道川	井手道川	砂防施設	1 基		13
82	砂防		県		県内一円	警戒区域看板	1 式		8
83	砂防	唐津市	県	浦川内	中屋敷川第二	砂防施設	1 基		12
84	砂防	嬉野市	県	下宿	小崩川第二	砂防施設	1 基		12
85	砂防	嬉野市	県	吉田	館川第一	砂防施設	1 基		12
86	砂防	江北町	県	佐留志	高砂川	砂防施設	1 基		12
87	地すべり	武雄市	県	真手野	鳥越地区	地すべり対策	抑止工一式		12
88	砂防		県		県内一円	土砂災害リスク情報整備	1 式		8
89	砂防		県		県内一円	土砂洪水氾濫対策	1 式		8
90	砂防		県		県内一円	長寿命化計画	1 式		8
91	砂防	佐賀市	県	名尾川	原川第一	砂防施設	1 基		12
92	砂防	佐賀市	県	嘉瀬川	都渡城川第二	砂防施設	1 基		12
93	地すべり	嬉野市	県	大舟	大舟	地すべり対策	抑制工一式		12
94	地すべり	嬉野市	県	南下	南下	地すべり対策	抑制工一式		12
95	急傾斜	佐賀市	県	川久保	熊本第一地区	急傾斜地崩壊対策	擁壁工一式		12
96	砂防	基山町	県		園部川第六	砂防施設	1 基		12
97	砂防	唐津市	県		矢作第一	砂防施設	1 基		12
98	砂防	唐津市	県		野郭川第二	砂防施設	1 基		12
99	砂防	嬉野市	県		館川第二	砂防施設	1 基		12
100	砂防	嬉野市	県		井手川内川	砂防施設	1 基		12
101	砂防	唐津市	県	玉島川	嶽川第二	砂防施設	1 基		12
102	砂防	唐津市	県	玉島川	戸房川	砂防施設	1 基		12
103	砂防	唐津市	県	松浦川	明泉寺谷	砂防施設	1 基		12
104	砂防	小城市	県	六角川	中村川	砂防施設	1 基		12
105	砂防	伊万里市	県	伊万里川	五本柳川第一	砂防施設	1 基		12
106	砂防	有田町	県	伊万里川	二ノ瀬川	砂防施設	1 基		12
107	砂防	唐津市	県	玉島川	今坂川第三	砂防施設	1 基		12
108	急傾斜	佐賀市	県		麻那古	急傾斜地崩壊対策	1 式		12
109	急傾斜	佐賀市	県		中原第一	急傾斜地崩壊対策	1 式		12

6. 住宅整備事業

項番	事業分野	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業種別	主施策番号
1	建築		県・市町	公営住宅等整備事業	県内全域	公営住宅整備等	5
2	建築		県・市町	公営住宅等ストック総合改善事業	県内全域	公営住宅整備等	5
3	建築		県・市町	住宅市街地総合整備事業	県内全域	住宅整備等	2
4	建築		県・市町	街なみ環境整備事業	県内全域	街なみ整備等	2
5	建築		県・市町	市街地再開発事業	県内全域	市街地再開発	2
6	建築		県・市町	優良建築物等整備事業	県内全域	優良建築物整備等	2
7	建築		県・市町	住宅・建築物安全ストック形成事業	県内全域	建築物耐震改修・危険住宅移転等	1
8	建築		県・市町	狭あい道路整備等促進事業	県内全域	道路情報整備・道路拡張整備等	2
9	建築		県・市町	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	県内全域	建築物耐震改修等	1
10	建築		県・市町	空き家再生等推進事業	県内全域	住宅整備等	2
11	建築		県・市町	空き家対策総合支援事業	県内全域	住宅整備等	2
12	建築		県・市町	住宅地区改良事業	県内全域	住宅整備等	2
13	建築		県・市町	地域住宅政策推進事業	県内全域	公営住宅整備等	5

7. 港湾事業

【県事業】

項番	事業分野	市町名	事業主体	港湾名	地区名	事業概要	備考	主施策番号	
1	港湾	伊万里市	県	伊万里港	七ツ島地区	ガントリークレーン製作・設置	1.0 基	新設	47
2	港湾	唐津市	県	唐津港	西ノ浜地区	断面改良工	250.0 m	改良	48
3	海岸	伊万里市	県	伊万里港海岸	伊万里地区他	樋門補修、堤防補修	2,310.0 m	老朽化対策	17
4	海岸	鹿島市	県	鹿島港海岸	重ノ木地区他	堤防補修、樋門補修	1,500.0 m	老朽化対策	17
5	港湾	唐津市	県	呼子港	先方地区	緑地整備	10,000.0 m ²	新設	48
6	港湾	唐津市	県	呼子港	先方地区	係留施設整備	2.0 基	新設	48
7	港湾	伊万里市	県	伊万里港	久原北地区	橋梁耐震補強工他	52.0 m	耐震	48
8	港湾	伊万里市	県	伊万里港	久原南地区	泊地浚渫	130,000.0 m ³	利便性向上	48
9	港湾	唐津市	県	唐津港	二タ子地区	腐食対策工	250.0 m	老朽化対策	48
10	港湾	唐津市	県	唐津港	西ノ浜地区	橋梁補修工	23.0 m	老朽化対策	48
11	港湾	唐津市	県	唐津港	水産ふ頭地区	腐食対策工	85.0 m	老朽化対策	48
12	港湾	唐津市	県	唐津港	水産ふ頭地区	腐食対策工	209.0 m	老朽化対策	48
13	港湾	唐津市	県	唐津港	水産ふ頭地区	腐食対策工	58.0 m	老朽化対策	48
14	港湾	佐賀市	県	諸富港	石塚地区	腐食対策工	41.0 m	老朽化対策	48
15	港湾	唐津市	県	飯屋港	葛津地区	腐食対策工	200.0 m	老朽化対策	48
16	港湾	白石町	県	住ノ江港	福富地区	腐食対策工	58.0 m	老朽化対策	48
17	港湾	白石町	県	住ノ江港	福富地区	腐食対策工、拡幅	52.0 m	老朽化対策	48
18	港湾	唐津市	県	唐津港	水産ふ頭地区	エプロン、上部工補修	90.0 m	老朽化対策	48
19	港湾	唐津市	県	唐津港	水産ふ頭地区	エプロン、上部工補修	50.0 m	老朽化対策	48
20	港湾	伊万里市	県	伊万里港	七ツ島地区	バンプール整備	5,000.0 m ²	新設	47
21	港湾	伊万里市	県	伊万里港	七ツ島地区	テナーレーン整備	1.0 式	新設	47
22	港湾	伊万里市	県	伊万里港	久原南地区	野積場舗装補修他	5,000.0 m ²	老朽化対策	48
23	港湾	伊万里市	県	伊万里港	七ツ島地区	野積場舗装補修	5,000.0 m ²	老朽化対策	48
24	港湾	小城市	県	住ノ江港	芦刈地区	臨港道路整備	150.0 m	利便性向上	48
25	港湾	伊万里市	県	伊万里港	久原南地区	臨港道路整備	2.9 km	改良	48
26	港湾	小城市	県	住ノ江港	芦刈地区	臨港道路整備	0.04 km	利便性向上	48
27	港湾	唐津市	県	唐津港	東ノ浜地区	泊地浚渫	25,000.0 m ³	埋没浚渫	48
28	港湾	太良町	県	大浦港	広江地区	航路泊地浚渫	80,000.0 m ³	埋没浚渫	48
29	港湾	唐津市	県	唐津港	水産ふ頭地区	腐食対策工	209.0 m	老朽化対策	48
30	港湾	伊万里市	県	伊万里港	福田地区	腐食対策工	280.0 m	老朽化対策	48
31	港湾	伊万里市	県	伊万里港	久原南地区	防舷材取替	8.0 基	老朽化対策	48

【直轄事業】

項番	事業分野	市町名	事業主体	港湾名	地区名	事業概要	備考	主施策番号	
32	港湾	唐津市	国	唐津港	東港地区	航路泊地浚渫	36.0 ha	改良	47
33	港湾	唐津市	国	唐津港	東港地区	老朽化対策工	533.0 m	老朽化対策	48
34	港湾	伊万里市	国	伊万里港	七ツ島地区	臨港道路整備	1,026.0 m	新設	47
35	港湾	唐津市	国	唐津港	妙見地区	老朽化対策工	260.0 m	老朽化対策	48
36	港湾	伊万里市	国	伊万里港	久原南地区、瀬戸地区	老朽化対策工	2,913.0 m	老朽化対策	48

8. 農業農村整備事業

【県営事業】 農地整備課

項番	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業概要	備考	主施策番号
1	佐賀市	県	かんがい排水事業	佐賀西部高域	用排水路工L=13,667m 用水路工L=3,501m 取水施設工 2箇所		26
2	小城市	県	かんがい排水事業	佐賀西部高域	用排水路工L=1,415m 用水路工L=13,213m		26
3	多久市	県	かんがい排水事業	多久導水路	用排水路工L=3,440m 用水路工L=17,589m 付帯工 一式		26
4	小城市	県	かんがい排水事業	多久導水路	用水路工L=7,451m		26
5	多久市	県	かんがい排水事業	羽佐間水道	用排水路工L=1,869m 用水路工L=686m 付帯工 一式		26
6	小城市	県	かんがい排水事業	羽佐間水道	用排水路工L=1,034m 用水路工L=960m 付帯工 一式		26
7	江北町	県	かんがい排水事業	羽佐間水道	用排水路工L=247m 付帯工 一式		26
8	鳥栖市	県	かんがい排水事業	鳥栖南部	水路工L=3,890m 揚水機場 1箇所		26
9	佐賀市	県	基幹水利施設ストックマネジメント事業	丸目	排水機場 1箇所		26
10	佐賀市	県	基幹水利施設ストックマネジメント事業	川副東部	機能保全計画 一式		26
11	小城市	県	基幹水利施設ストックマネジメント事業	三日月東部	排水機場 1箇所		26
12	佐賀市	県	基幹水利施設ストックマネジメント事業	佐賀東部2期	制水門 一式 付帯工 一式		26
13	神埼市	県	基幹水利施設ストックマネジメント事業	佐賀東部2期	制水門 一式 排水機場 1箇所 付帯工 一式		26
14	吉野ヶ里町	県	基幹水利施設ストックマネジメント事業	佐賀東部2期	制水門 一式 揚水機場 1箇所 付帯工 一式		26
15	唐津市	県	基幹水利施設ストックマネジメント事業	宮の前	揚水機場 1箇所		26
16	伊万里市	県	基幹水利施設ストックマネジメント事業	国見	ダム付帯施設 一式		26
17	有田町	県	基幹水利施設ストックマネジメント事業	国見	ダム付帯施設 一式		26
18	江北町	県	基幹水利施設ストックマネジメント事業	八町	制水門 1箇所		26
19	白石町	県	基幹水利施設ストックマネジメント事業	白石平野2	機能保全計画 一式		26
20	嬉野市	県	基幹水利施設ストックマネジメント事業	大牟田	機能保全計画 一式		26
21	多久市	県	中山間地域総合整備事業	北多久	農業用排水路L=874m、 ほ場整備A=60.1ha等		26
22	伊万里市	県	中山間地域総合整備事業	伊万里東部	農業用排水路L=7,949m、 農業集落道L=2,188m等		26
23	佐賀市	県	クレーク防災機能保全対策事業	佐賀市東部	用排水路工 L=33,842m		20
24	佐賀市	県	クレーク防災機能保全対策事業	佐賀市南部	用排水路工 L=75,597m		20
25	佐賀市	県	クレーク防災機能保全対策事業	佐賀市西部	用排水路工 L=13,044m		20
26	佐賀市	県	クレーク防災機能保全対策事業	佐賀市南東部	用排水路工 L=17,552m		20
27	佐賀市	県	クレーク防災機能保全対策事業	大詫間	用排水路工 L=24,713m		20
28	佐賀市	県	クレーク防災機能保全対策事業	川副	用排水路工 L=114,502m		20
29	佐賀市	県	クレーク防災機能保全対策事業	東与賀	用排水路工 L=20,088m		20
30	佐賀市	県	クレーク防災機能保全対策事業	嘉瀬	用排水路工 L=33,871m		20
31	小城市	県	クレーク防災機能保全対策事業	小城	用排水路工 L=71,536m		20
32	神埼市	県	クレーク防災機能保全対策事業	千代田中央3期	用排水路工 L=25,882m		20
33	神埼市	県	クレーク防災機能保全対策事業	神埼市西部	用排水路工 L=74,298m		20
34	神埼市	県	クレーク防災機能保全対策事業	神埼市東部	用排水路工 L=39,807m		20
35	上峰町	県	クレーク防災機能保全対策事業	上峰	用排水路工 L=6,153m		20
36	みやき町	県	クレーク防災機能保全対策事業	みやき	用排水路工 L=9,020m		20
37	鹿島市	県	農業用河川工作物等応急対策事業	柳瀬	頭首工補修 一式		26
38	佐賀市	県	地盤沈下対策事業	佐賀中部	用水路工L=22,250m 排水路工L=15,030m 排水機場2ヶ所		22
39	小城市	県	地盤沈下対策事業	佐賀中部	用水路工L=2,469m 排水路工L=16,456m 排水機場1ヶ所		22

8. 農業農村整備事業

【県営事業】 農地整備課

項番	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業概要	備考	主施策番号
40	唐津市	県	地すべり対策事業	成洲	地すべり対策工 一式		12
41	武雄市	県	地すべり対策事業	船ノ原第二	地すべり対策工 一式		12
42	多久市	県	ため池等整備事業（用排水施設整備）	羽佐間	頭首工改修 一式		20
43	小城市	県	ため池等整備事業（用排水施設整備）	羽佐間	頭首工改修 一式		20
44	江北町	県	ため池等整備事業（用排水施設整備）	羽佐間	頭首工改修 一式		20
45	神崎市	県	ため池等整備事業	耕地	堤体工、洪水吐工、取水施設工		20
46	上峰町	県	ため池等整備事業	耕地整理	堤体工、洪水吐工、取水施設工		20
47	唐津市	県	ため池等整備事業	寺浦八折	堤体工、洪水吐工、取水施設工		20
48	唐津市	県	ため池等整備事業	下田木場	堤体工、洪水吐工、取水施設工		20
49	伊万里市	県	ため池等整備事業	清水	堤体工、洪水吐工、取水施設工		20
50	伊万里市	県	ため池等整備事業	鞍谷	堤体工、洪水吐工、取水施設工		20
51	伊万里市	県	ため池等整備事業	田代	堤体工、洪水吐工、取水施設工		20
52	伊万里市	県	ため池等整備事業	越差	堤体工、洪水吐工、取水施設工		20
53	有田町	県	ため池等整備事業	平山	堤体工、洪水吐工、取水施設工		20
54	有田町	県	ため池等整備事業	変頭	堤体工、洪水吐工、取水施設工		20
55	武雄市	県	ため池等整備事業	小菅	堤体工、洪水吐工、取水施設工		20
56	武雄市	県	ため池等整備事業	猪木谷	堤体工、洪水吐工、取水施設工		20
57	鹿島市	県	ため池等整備事業	水梨下	堤体工		20
58	嬉野市	県	ため池等整備事業	大谷	堤体工、洪水吐工、取水施設工		20
59	大町町	県	ため池等整備事業	福母宮ノ浦	堤体工、洪水吐工、取水施設工		20
60	白石町	県	ため池等整備事業	坂田	堤体工、洪水吐工、取水施設工		20
61	白石町	県	ため池等整備事業	坊ヶ谷	堤体工、洪水吐工、取水施設工		20
62		県	調査計画事業	県内一円	地すべり対策施設長寿命化計画策定		21
63		県	調査計画事業	県内一円	ため池浸水想定区域図作成		21
64	佐賀市	県	海岸保全事業	大詫間			17
65	佐賀市	県	海岸保全事業	南川副			17
66	佐賀市	県	海岸保全事業	国造			17
67	佐賀市	県	海岸保全事業	西川副			17
68	佐賀市	県	海岸保全事業	東与賀			17
69	佐賀市	県	海岸保全事業	久保田			17
70	白石町	県	海岸保全事業	廻里江			17
71	鹿島市	県	海岸保全事業	浜			17
72	鹿島市	県	海岸保全事業	七浦			17
73	伊万里市	県	海岸保全事業	東山代			17
74	基山町	県	ため池等整備事業	亀の甲	洪水吐工		20
75		県	調査計画事業	佐賀平野	地域排水機能強化計画策定		20
76		県	調査計画事業	焼米他	ため池耐震照査		20
77	白石町	県	クリーク防災機能保全対策事業	白石	用排水路工 L=30,140.9m		20
78	神崎市	県	ため池等整備事業	伊勢塚第2	堤体工N=90.0m 取水施設工N=1式 洪水吐工N=1式 法面保護工A=500㎡		20
79	伊万里市	県	ため池等整備事業	新堤	堤体工N=134.0m 取水施設工N=1式 洪水吐工N=1式 法面保護工A=1,125㎡		20
80	鹿島市	県	農地中間管理機構関連農地整備事業	音成・嘉瀬の浦地区	区画整理 A=12.9ha		26
81	大町町	県	湛水防除事業	下瀉第2	排水機場1ヶ所		9
82	神崎市他	県	調査計画事業	佐賀東部	用排水路実施計画策定		20
83	武雄市外	県	調査計画事業	杵島	ため池緊急防災対策情報整備		21
84	伊万里市	県	農地中間管理機構関連農地整備事業	瀬戸新田地区	区画整理 A=37.2ha		26
85	白石町	県	基幹水利施設ストックマネジメント事業	新明	排水機場 1箇所		26
86	大町町	県	基幹水利施設ストックマネジメント事業	下大町	排水機場 1箇所		26

8. 農業農村整備事業

【県営事業】 農山村課

項番	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業概要	備考	主施策番号
1	佐賀市	県	クリーク防災機能保全対策事業	佐賀市東部	用排水路工 L=36,697m		20
2	佐賀市	県	クリーク防災機能保全対策事業	佐賀市南部	用排水路工 L=75,576m		20
3	佐賀市	県	クリーク防災機能保全対策事業	佐賀市西部	用排水路工 L=13,044m		20
4	佐賀市	県	クリーク防災機能保全対策事業	佐賀市南東部	用排水路工 L=17,490m		20
5	佐賀市	県	クリーク防災機能保全対策事業	大詫間	用排水路工 L=24,448m		20
6	佐賀市	県	クリーク防災機能保全対策事業	川副	用排水路工 L=112,046m		20
7	佐賀市	県	クリーク防災機能保全対策事業	東与賀	用排水路工 L=20,352m		20
8	佐賀市	県	クリーク防災機能保全対策事業	嘉瀬	用排水路工 L=33,871m		20
9	小城市	県	クリーク防災機能保全対策事業	小城	用排水路工 L=72,130m		20
10	神崎市	県	クリーク防災機能保全対策事業	千代田中央3期	用排水路工 L=25,882m		20
11	神崎市	県	クリーク防災機能保全対策事業	神崎市西部	用排水路工 L=72,628m		20
12	神崎市	県	クリーク防災機能保全対策事業	神崎市東部	用排水路工 L=41,357m		20
13	上峰町	県	クリーク防災機能保全対策事業	上峰	用排水路工 L=6,153m		20
14	みやき町	県	クリーク防災機能保全対策事業	みやき	用排水路工 L=9,020m		20
15	鹿島市	県	農業用河川工作物等応急対策事業	柳瀬	頭首工補修 一式		26
16	佐賀市	県	地盤沈下対策事業	佐賀中部	用水路工 L=22,234m 排水路工 L=15,880m 排水機場 2ヶ所		22
17	小城市	県	地盤沈下対策事業	佐賀中部	用水路工 L=2,469m 排水路工 L=15,606m 排水機場 1ヶ所		22
18	唐津市	県	地すべり対策事業	成瀬	地すべり対策工 一式		12
19	武雄市	県	地すべり対策事業	船ノ原第二	地すべり対策工 一式		12
20	多久市	県	ため池等整備事業（用排水施設整備）	羽佐間	頭首工改修 一式		20
21	小城市	県	ため池等整備事業（用排水施設整備）	羽佐間	頭首工改修 一式		20
22	江北町	県	ため池等整備事業（用排水施設整備）	羽佐間	頭首工改修 一式		20
23	神崎市	県	ため池等整備事業	耕地	堤体工 L=124m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=1,400㎡		20
24	基山町	県	ため池等整備事業	亀の甲	洪水吐工 一式		20
25	上峰町	県	ため池等整備事業	耕地整理	堤体工 L=120m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=1,700㎡		20
26	唐津市	県	ため池等整備事業	寺浦八折	堤体工 L=73.0m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=606㎡		20
27	唐津市	県	ため池等整備事業	下田木場	堤体工 L=80m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=1,051㎡		20
28	伊万里市	県	ため池等整備事業	清水	堤体工 L=146m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=1,100㎡		20
29	伊万里市	県	ため池等整備事業	鞍谷	堤体工 L=41m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=300㎡		20
30	伊万里市	県	ため池等整備事業	田代	堤体工 L=37m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=250㎡		20
31	伊万里市	県	ため池等整備事業	越差	堤体工 L=147m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=1,274㎡		20

8. 農業農村整備事業

【県営事業】 農山村課

項番	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業概要	備考	主施策番号
32	有田町	県	ため池等整備事業	平山	堤体工 L=199m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=1,915㎡		20
33	有田町	県	ため池等整備事業	変頭	堤体工 L=78m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=400㎡		20
34	武雄市	県	ため池等整備事業	小菅	堤体工 L=93m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=940㎡		20
35	武雄市	県	ため池等整備事業	猪木谷	堤体工 L=77m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=650㎡		20
36	鹿島市	県	ため池等整備事業	水梨下	堤体工 L=107m		20
37	嬉野市	県	ため池等整備事業	大谷	堤体工 L=21m 法面保護工 A=280㎡		20
38	大町町	県	ため池等整備事業	福母宮/浦	堤体工 L=173m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=1,500㎡		20
39	白石町	県	ため池等整備事業	坂田	堤体工 L=165m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=1573㎡		20
40	白石町	県	ため池等整備事業	坊ヶ谷	堤体工 L=74m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=600㎡		20
41		県	調査計画事業	県内一円	地すべり対策施設長寿命化計画策定		21
42		県	調査計画事業	県内一円	ため池浸水想定区域図作成 一式		21
43	佐賀市	県	海岸保全事業	大詫間	堤防工 L=2,387m		17
44	佐賀市	県	海岸保全事業	南川副	堤防工 L=3,532m		17
45	佐賀市	県	海岸保全事業	国造	堤防工 L=3,434m		17
46	佐賀市	県	海岸保全事業	西川副	堤防工 L=2,952m		17
47	佐賀市	県	海岸保全事業	東与賀	堤防工 L=1,760m		17
48	佐賀市	県	海岸保全事業	久保田	堤防工 L=4,762m		17
49	白石町	県	海岸保全事業	廻里江	堤防工 L=2,487m		17
50	鹿島市	県	海岸保全事業	浜	堤防工 L=2,815m		17
51	鹿島市	県	海岸保全事業	七浦	堤防工 L=2,979m		17
52	伊万里市	県	海岸保全事業	東山代	堤防工 L=2,427m		17
53		県	調査計画事業	佐賀平野	地域排水機能強化計画策定		20
54		県	調査計画事業	焼米他	ため池耐震照査 一式		20
55	白石町	県	クリーク防災機能保全対策事業	白石	用排水路工L=30,141m		20
56	神崎市	県	ため池等整備事業	伊勢塚第2	堤体工 N=90m 取水施設工 一式 洪水吐工 一式 法面保護工 A=500㎡		20
57	伊万里市	県	ため池等整備事業	新堤	堤体工 N=134m 取水施設工 一式 洪水吐工 一式 法面保護工 A=1,125㎡		20
58	大町町	県	湛水防除事業	下瀉第2	排水機場1ヶ所		9
59	神崎市他	県	調査計画事業	佐賀東部	用排水路実施計画策定		20
60	武雄市外	県	調査計画事業	杵島	ため池緊急防災対策情報整備 一式		21

8. 農業農村整備事業

【県営事業】 農山村課

項番	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業概要	備考	主施策番号
61	伊万里市	県	ため池等整備事業	原	堤体工 L=72m 取水施設工 一式 洪水吐工 一式 法面保護工 A=391㎡		20
62	伊万里市	県	ため池等整備事業	丹花	堤体工 L=88m 取水施設工 一式 洪水吐工 一式 法面保護工 A=618㎡		20
63	上峰町	県	ため池等整備事業	外記	浚渫工 V=21,700㎡ 取水施設工 一式 洪水吐工 一式 法面保護工 A=9,300㎡		20
64	江北町	県	ため池等整備事業	上畑川	堤体工 L=113m 取水施設工 一式 法面保護工 A=1,500㎡		20
65	神埼市	県	地すべり対策事業	岩田	地すべり対策工 一式		12
66	唐津市	県	地すべり対策事業	大杉	地すべり対策工 一式		12
67	有田町	県	地すべり対策事業	上内野川良	地すべり対策工 一式		12
68	武雄市外	県	地すべり対策事業	小田志	地すべり対策工 一式		12
69	大町町	県	ため池等整備事業（用排水施設整備）	砥石川	土砂崩壊防止施設 一式		12
70	伊万里市	県	ため池等整備事業	大坂下	堤体工 L=37m 取水施設工 一式 洪水吐工 一式 法面保護工 A=325㎡		20
71	有田町	県	ため池等整備事業	上内野新堤	堤体工 L=110m 取水施設工 一式 洪水吐工 一式 法面保護工 A=800㎡		20
72	武雄市	県	ため池等整備事業	浦山（下）	堤体工 L=54m 取水施設工 一式 洪水吐工 一式 法面保護工 A=415㎡		20
73	唐津市	県	地すべり対策事業	納所	地すべり対策工 一式		12

9. 漁港事業

【県営事業】

項番	市町名	事業主体	事業名	地区名	事業概要	備考	主施策番号
1	佐賀市 唐津市	県	漁港施設ストックマネジメント事業	佐賀県本土	機能保全工事 一式	2018年度～	18
2	唐津市	県	漁港施設機能強化事業	名護屋漁港	耐震強化 L=244.5m		19

10. 林道整備事業

【県営事業】

項番	事業分野	地域森林計画名	市町名	事業主体	路線名	種別	事業概要		利用区域面積	主施策番号
1	林道	佐賀東部	多久市	県	灰の元	林業専用道	開設	1,500.0 m	22.0 ha	31
2	林道	佐賀東部	小城市	県	北山	林業専用道	開設	2,100.0 m	57.0 ha	31
3	林道	佐賀東部	武雄市	県	鳥海～踊瀬	林業専用道	開設	1,300.0 m	40.0 ha	31
4	林道	佐賀東部	太良町	県	角の内	森林施業道	開設	1,500.0 m	74.0 ha	31
5	林道	佐賀西部	唐津市	県	袋底下獄	林業専用道	開設	2,021.0 m	38.0 ha	31
6	林道	佐賀西部	唐津市	県	三方	林業専用道	開設	2,000.0 m	45.0 ha	31
7	林道	佐賀西部	唐津市	県	あせび	林業専用道	開設	1,500.0 m	25.0 ha	31
8	林道	佐賀西部	伊万里市	県	烏帽子岳	森林管理道	開設	4,200.0 m	252.0 ha	31
9	林道	佐賀西部	伊万里市	県	二里・下分	森林管理道	開設	6,100.0 m	276.0 ha	31
10	林道	佐賀東部	太良町	県	横川	林業専用道	開設	3,700.0 m	49.0 ha	31

11. 治山事業

【県営事業】

項番	事業分野	地域森林計画名	市町名	事業主体	地区数	該当施策
1	治山	佐賀東部	佐賀市	県	4 地区	31
2	治山	佐賀東部	鳥栖市	県	2 地区	31
3	治山	佐賀東部	多久市	県	4 地区	31
4	治山	佐賀東部	武雄市	県	11 地区	31
5	治山	佐賀東部	鹿島市	県	3 地区	31
6	治山	佐賀東部	小城市	県	1 地区	31
7	治山	佐賀東部	嬉野市	県	3 地区	31
8	治山	佐賀東部	神埼市	県	3 地区	31
9	治山	佐賀東部	吉野ヶ里町	県	1 地区	31
10	治山	佐賀東部	基山町	県	3 地区	31
11	治山	佐賀西部	唐津市	県	6 地区	31
12	治山	佐賀西部	伊万里市	県	11 地区	31
13	治山	佐賀西部	有田町	県	5 地区	31